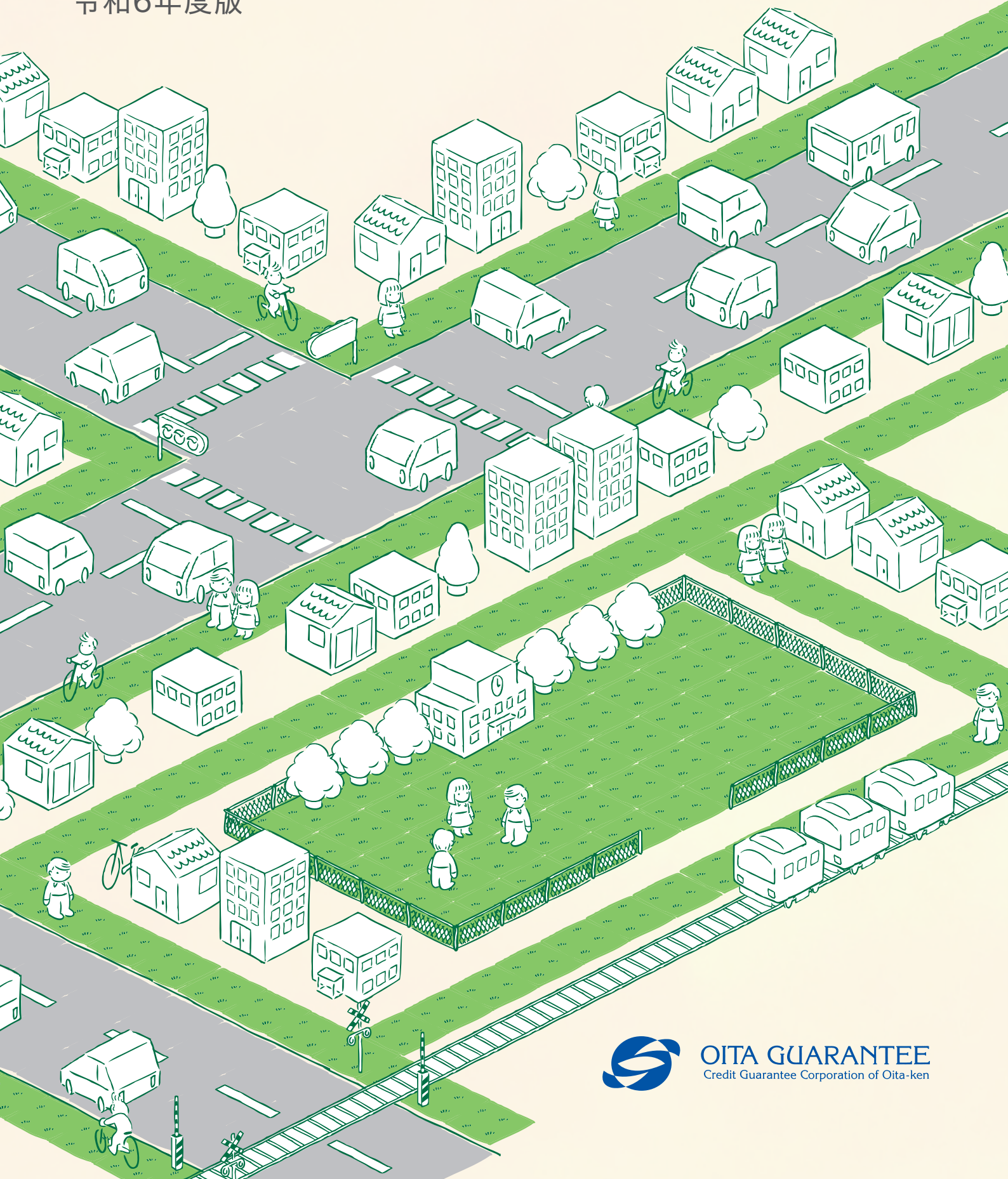


DISCLOSURE 2024

大分県信用保証協会の現況 令和6年度版



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

ごあいさつ

大分県信用保証協会
会長 稲垣 守



関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解いただくため、ディスクロージャー誌『令和6年度版大分県信用保証協会の現況』を作成しました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、令和5年度の業務実績と外部評価委員会意見書などを掲載しております。本誌を通じて、さらに多くの皆様に、信用保証制度を有効にご活用いただくようになれば幸いです。

令和5年度は、同年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行され、社会経済活動の正常化がさらに加速し、コロナで抑えられてきた様々な需要が解き放たれ、県内の宿泊者数はコロナ前の水準にほぼ回復するとともに、企業の設備投資も増加するなど、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、物価高や人手不足、価格転嫁の問題など、中小企業にとってまだまだ厳しい環境も続いたところです。

そうした中、コロナ禍において資金繰りを支えたゼロゼロ融資「がんばろう！おおい資金繰り応援資金」の返済開始が令和5年7月から令和6年4月にかけてピークを迎え、当該資金をご利用いただいた90%以上の事業者で返済が始まっています。

その返済状況を見ますと、3年間の無利子期間の終了に合わせて、資金繰りに余裕のある事業者による繰上償還が増加するとともに、依然として厳しい状況にある事業者による借換が増加するという2つの動きとなっています。

その結果、令和5年度の保証承諾額は、570億円と前年度比16%増となり、うち経営改善借換資金が全体の4割を占めています。保証債務残高は2,114億円と前年度比14%減であり、ゼロゼロ融資の返済本格化で減少率が約2倍に拡大しました。代位弁済額は16億円と前年度比3%の微増であり、依然としてコロナ前と比較すると低い水準ですが、件数ベースでは前年度比28%増となっており、今後、注視が必要となっています。

政府は、令和6年3月に「再生支援の総合対策」を公表し、コロナ禍からのソフトランディングに向けて、コロナ借換保証等資金繰り支援を令和6年6月末まで延長したうえで、7月以降はコロナ前の水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置くこととしています。

今後、事業者の状況に応じた借換や返済条件の見直しなど柔軟な資金繰り支援とともに、経営改善や再生支援ニーズの高まりを踏まえ、能動的に、早め、早めの経営支援に取り組むことが重要となっています。また、創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継のため、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を推進することも求められております。

引き続き、中小企業・小規模事業者の様々なライフステージで必要となる多様な資金需要にきめ細かく対応するとともに、各段階の経営の悩み事の解決に向け、行政、金融機関、商工団体、支援機関と連携して、良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



目次 CONTENTS

ごあいさつ

当協会の概要 2

大分県信用保証協会の概要
組織機構図・役員

信用補完制度の仕組み 4

信用保証のしくみ

コンプライアンス 6

コンプライアンスについて

個人情報保護 7

個人情報保護について

第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度) 及び令和5年度経営計画にかかる事業報告 8

当協会の主な取り組み
第6次中期事業計画の評価
外部評価委員会の評価（第6次中期事業計画の評価）
令和5年度経営計画の評価
外部評価委員会の評価（令和5年度経営計画の評価）
令和5年度財務報告

第7次中期事業計画(令和6年度～令和8年度) 及び令和6年度経営計画 34

第7次中期事業計画
令和6年度経営計画

統計資料 38

信用保証の動向（令和5年度末）

信用保証の概要 46

責任共有制度について
信用保証のご利用について
経営者保証に関する取扱いについて
信用保証料について
保証制度一覧

お問い合わせ先

大分県信用保証協会の概要

プロフィール

《設立》	昭和24年4月26日
《根拠法律》	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
《関係法律》	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
《目的》	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（大分県信用保証協会定款第1条）
《基本財産》	170億89百万円
《保証債務残高》	2,113億86百万円
《利用企業者数》	15,103企業
《役員数》	常勤役員 3名／非常勤役員 12名／職員 53名
《事務所》	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） 大分市金池町3丁目1番68号（大分県信用保証協会別館）

（令和6年3月31日現在）

基本理念

私たち大分県信用保証協会は
より良いサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします

スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。

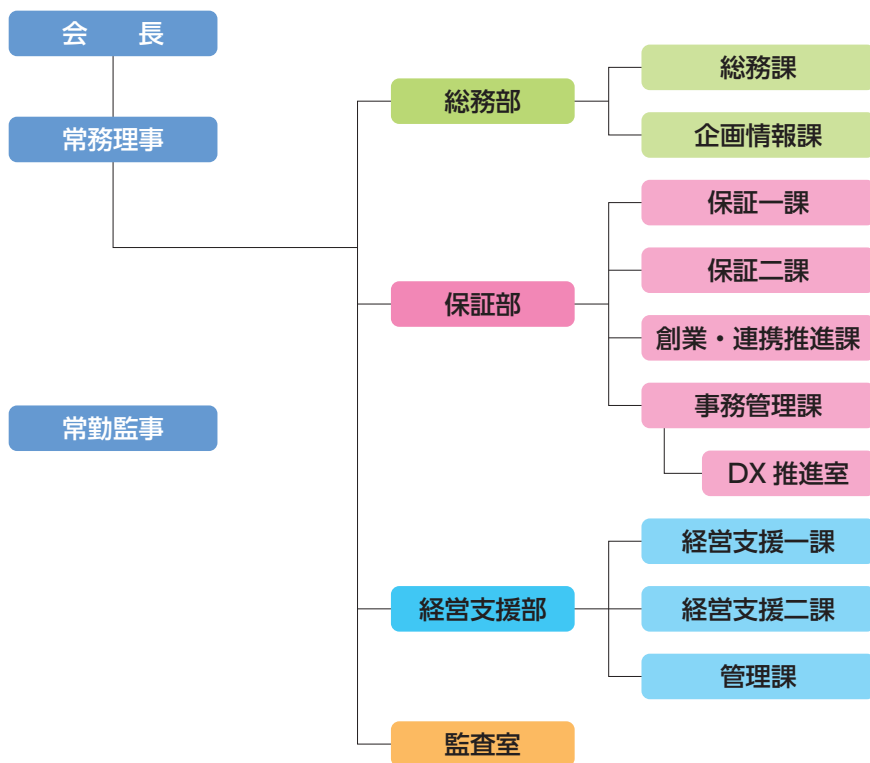
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。

シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

組織機構図・役員

組織機構図

(令和6年4月現在)



役員

(役職順、理事・監事は五十音順、敬称略)

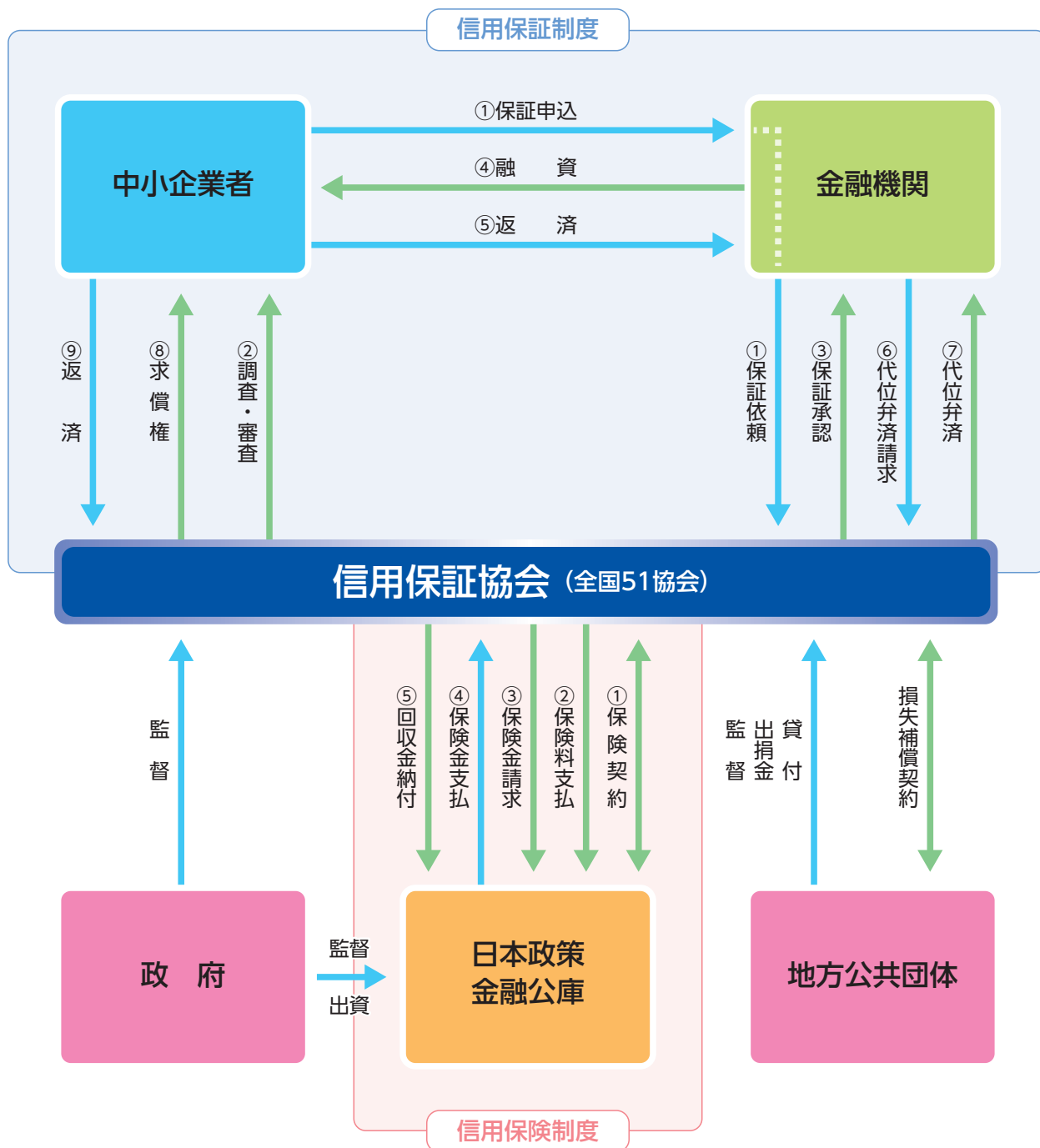
(令和6年7月現在)

会長	稲垣 守	常勤	
副会長	吉村 恭彰	非常勤	大分県商工会議所連合会会長
副会長	利光 秀方	非常勤	大分県商工観光労働部長
常務理事	松川 昌歳	常勤	
理事	安部 省祐	非常勤	大分県中小企業団体中央会会長
理事	権藤 淳	非常勤	豊和銀行頭取
理事	首藤 文彦	非常勤	大分県商工会連合会会長
理事	高橋 靖英	非常勤	大分県銀行協会会長 (大分銀行頭取)
理事	中野 五郎	非常勤	臼杵市長
理事	原田 康平	非常勤	商工組合中央金庫大分支店長
理事	森田 展弘	非常勤	大分県信用金庫協会会長 (大分みらい信用金庫理事長)
理事	吉野 一彦	非常勤	大分県信用組合協会会長 (大分県信用組合理事長)
監事	沓掛 洋子	常勤	
監事	首藤 慶史	非常勤	公認会計士
監事	中村 多美子	非常勤	弁護士

信用保証のしくみ

信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



● 信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。（金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。）
- ②信用保証協会は、お申込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済（代位弁済）します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

● 信用保険制度

信用保証業務に伴うリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは「法令等の遵守」と定義付け、遵守する対象は①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規程としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

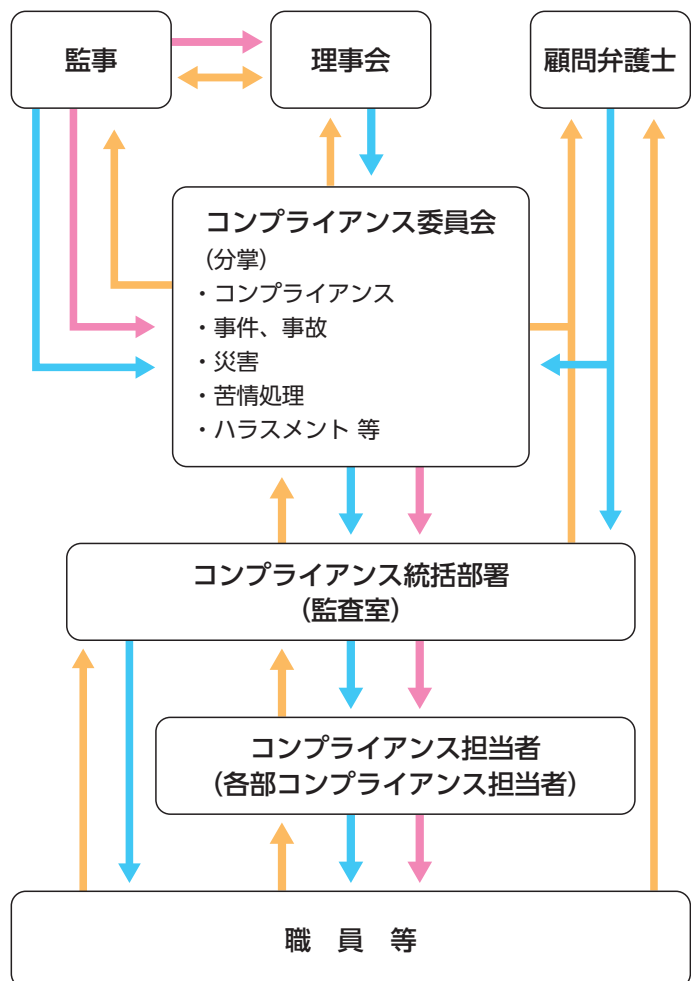
具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

コンプライアンス組織体制図



凡例： → 報告・連絡・相談 → 指示 → 調査・チェック

個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様
が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協
会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いに
ついて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年
法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守
して、お客様の個人情報を取扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

① 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行
のためお客様の個人情報を適正に取得し、利
用します。なお、利用目的の詳細につきましては
当協会ホームページ（または備え付けのパン
フレット）の「個人情報保護法に基づく公表事
項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱
う個人情報の利用目的」に公表しておりますの
でご覧ください。

② 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める
一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外
には使用いたしません。

③ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める
一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第
三者には提供・開示しません。

④ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されて
いない情報を、適切な業務の運営の確保その他
必要と認められる目的以外の目的には使用いた
しません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物
理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客
様の個人データの取扱いが適正に行われるように定
期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組
みを見直します。安全管理措置の主な内容につつま
しては、当協会ホームページ（または備え付けの
パンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事
項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全
管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご
覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行
われるように定期的に点検するとともに、個人情報
保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

① 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号
の規定に基づき個人データに関する取扱いを外

部に委託する場合があります。

② 委託する場合には適正な取扱いを確保するため
契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

① 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、
当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等
の開示およびその利用目的の通知を求めること
ができます。

② 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情
報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本
人確認書類を添付して当協会窓口を持参（また
は郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、 第三者提供の停止

① 当協会が保有する個人データについて、内容の
訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三
者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓
口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等
に定める一定の場合を除き、ご対応いたしま
す。

② (6)(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホ
ムページ（または備え付けのパンフレット）の
「個人情報保護法に基づく公表事項等に関する
ご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手
続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・
苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停 止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・ 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問
い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	大分県大分市金池町3丁目1番64号 〒870-0026
電話番号	(097) 532-8336
部 署 名	総務部 総務課

当協会の主な取り組み

保証の取り組み

○ゼロゼロ融資の返済本格化に対する取り組み

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ緩やかに景気が回復する一方で、エネルギー・原材料高や人手不足により厳しい環境が続く事業者も多い状況でした。そうした中、コロナ禍で支援した「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金（通称：ゼロゼロ融資）」の返済が本格化を迎えたため、「伴走支援型特別保証制度（全国統一制度）」や同制度に基づく「大分県経営改善借換資金」により、借換等を中心とした柔軟な資金繰り支援を行いました。結果として大分県経営改善借換資金は保証承諾額の40.2%を占めることとなり、多くの事業者にご利用いただきました

〈令和5年度実績〉

保証制度	保証承諾		
	件数	金額	構成比
伴走支援型特別保証制度関連	1,373件	236億円	41.4%
(内、大分県経営改善借換資金)	1,342件	229億円	40.2%

○創業者等に対する取り組み

- ・創業関連資金の承諾実績

創業時における資金ニーズに応えるため地公体制度を中心に積極的な支援を行いました。また、経営者保証を不要とすることで新たなチャレンジを支援する「スタートアップ創出促進保証制度（通称：SSS保証）」が創設されたことに伴い、同制度に基づく地公体制度を創設しました。

〈令和5年度実績〉

保証制度	保証承諾	
	件数	金額
創業関連資金承諾実績	144件	5億円
(内、SSS保証)	21件	6千万円

- ・創業セミナーへの講師派遣

おおいたスタートアップセンターと連携し、県内各市町村等で開催される創業セミナーに当協会職員を講師として派遣しました。また、同センターの審査会に参加するなど創業支援を行いました。

○金融機関店舗表彰・感謝状贈呈

当協会では信用保証付融資の積極的な活用等を通じて、中小企業支援にご尽力いただいた金融機関店舗に対して、感謝の意を込めて表彰をさせていただいております。

令和5年度は、令和元年度以来4年ぶりの贈呈式を開催しました。



【一般表彰】 21店舗

～表彰基準～

令和3年度末時点の保証債務残高が3億円以上の店舗のうち、令和4年度末の保証債務残高及び平均残高が令和3年度末保証債務残高に対して100%超の店舗

【特別表彰】 17店舗

～表彰基準～

- ・保証利用企業者の増加数上位店舗
- ・創業保証の承諾件数上位店舗
- ・経営者保証ガイドラインに基づき経営者保証を不要とした承諾件数上位店舗
- ・伴走支援型特別保証制度（県制度を含む）の承諾件数上位店舗
- ・経営安定化支援事業、専門家派遣事業にご協力いただいた店舗

経営支援の取り組み

○経営安定化支援事業

「大分県信用保証協会経営安定化支援事業（経営安定化支援事業）」では、事業者の経営課題の解決に向けて、（一社）大分県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士を派遣し、中小企業・小規模事業者の経営診断や経営改善計画策定支援等を行っています。実施にあたっては費用の一部について国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用しています。

令和5年度は中小企業・小規模事業者への経営支援に対する高まりもあり、前年同規模の事業規模を維持するとともに、事業者アンケートを踏まえ、計画策定後のフォローアップを拡充しました。結果として72先に対し経営支援を行いました。

○専門家派遣事業

当協会では、平成23年度から独自事業として専門家派遣事業を行っています。当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いします。

令和5年度は経営課題の解決に取り組むとともに、フォローアップ訪問を行い、経営改善の効果をヒアリングしました。結果として49先に対し専門家を派遣しました。

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）



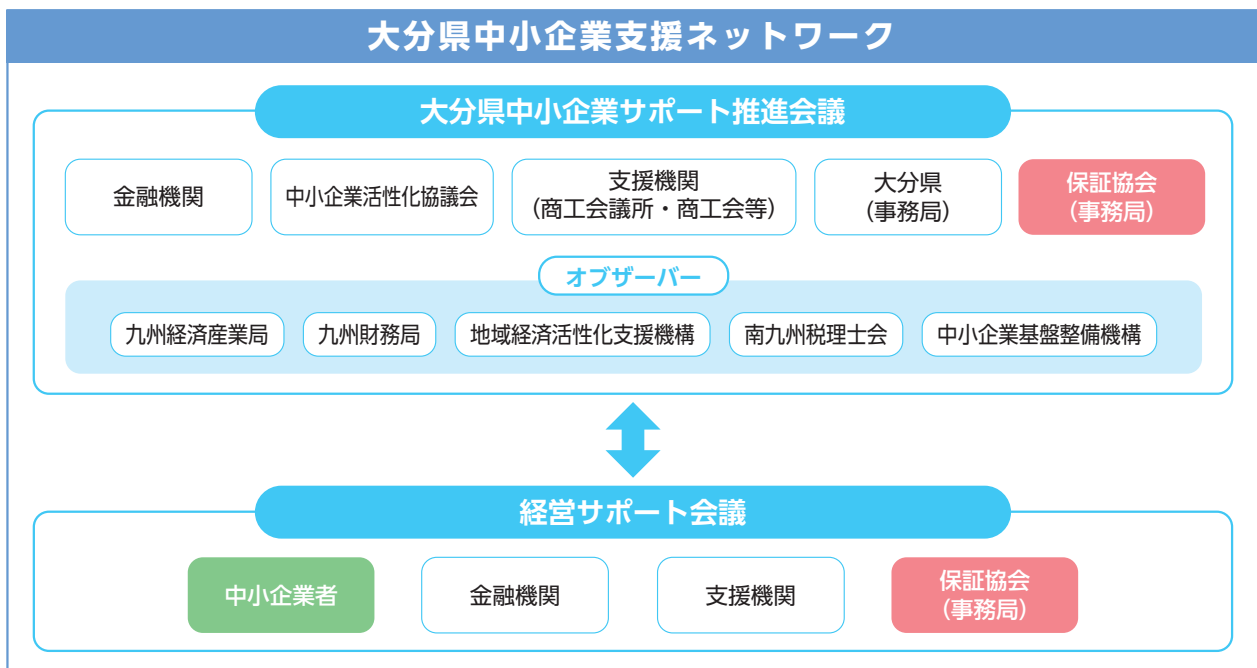
○大分県中小企業サポート推進会議

大分県中小企業サポート推進会議は、県内中小企業者の経営改善や事業再生を支援し、地域経済を活性化するために設けられています。

会議は県内金融機関、中小企業活性化協議会、支援機関、大分県、保証協会等で構成しており、オブザーバーとして九州経済産業局、九州財務局などが参加。事務局は大分県と当協会が担当しています。（下記「大分県中小企業支援ネットワーク」参照）



令和5年度は11月に定例の実務責任者会議を開催したことに加え、2月には原油・原材料高やゼロゼ口融資の返済の本格化により、中小企業者の経営環境が不安定になっていることを受け、11年ぶりに代表者会議を開催。支援施策や事例についての情報共有が行われ、当協会からはコロナ関連融資や借換保証の動向、経営支援の取組等の説明を行いました。



○経営改善計画策定費用に対する補助事業

経営改善に取り組んでいる中小企業者のために、国が実施する認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業）にかかる費用のうち、事業者の自己負担部分の一部に対して補助しています。

令和5年度は17先に対して補助を行いました。

○事業承継支援

・事業承継アンケートの実施

中小企業・小規模事業者における事業承継の状況等について調査するため、当協会の保証を利用している「経営者年齢が65歳以上」の事業者のうち、令和5年度は1,206先に対してアンケートを実施しました。

大分県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携の下、希望者に対しては当協会職員や同センター職員が訪問し、結果として3先に対して当協会の安定化支援事業を実施したほか、11先に対しては同センターへの紹介を行いました。

・大分県事業承継・引継ぎ支援センターとの勉強会を開催しました

大分県事業承継・引継ぎ支援センターとの勉強会を開催しました。事業承継の現状と課題に加え、これまでの支援事例等についてご説明いただきました。



他機関との連携

○「中小企業支援連携会議」の開催について

当協会にて、県内市町村の商工主管課担当者の皆さまにご参加いただき、「中小企業支援連携会議」を2年振りに開催しました。

会議では、信用保証制度や当協会の動向について説明した後、令和5年3月に創設されたスタートアップ創出促進保証制度や、令和6年4月からの経営者保証を不要とする信用保証の取り扱い等について説明を行いました。



○おおいた産学金連携コーディネーター

育成実践研修への参加

令和4年度に引き続き、豊和銀行や一般社団法人さくらインキュベートデザイン研究所と連携して「おおいた産学金連携コーディネーター育成実践研修」を開催しました。

令和5年度より参加金融機関が増えており、当協会からは職員1名が参加しました。金融機関職員と合同で実際に中小企業者を訪問しながら経営改善を検討・提案する取り組みであり、金融機関との連携強化や職員のスキルアップに繋がりました。



○金融機関女性職員向けの「信用保証講座」を開催

県内6金融機関から13名の女性職員の方にご参加をいただき「信用保証講座」を開催しました。この講座は令和4年度に初めて開催し、今回で2度目の開催となります。

金融機関において、渉外業務や経営支援など女性の活躍する場が増加する中で、信用保証協会に対する理解度の向上や、組織の垣根を超えた交流を通じた金融機関との連携強化、女性活躍の推進を目的として開催をしているものです。



広報活動

○大分大学経済学部にて出前講座を開催しました

大分大学経済学部の「ベンチャー起業論」の一角をお借りし、出前講座を開催しました。大分大学経済学部での出前講座は令和3年度より開催しており、3回目となります。

当日は、約130名の学生に対し、信用保証制度の説明や創業及び新規事業立ち上げ時の考え方等について、実際に当協会が支援した事例も交え説明しました。



○ホームページをリニューアルしました

当協会ホームページについて、今回リニューアルを行いました。スマートフォンから当協会のホームページをご利用いただく機会が増えている現状を踏まえ、デザインやページを追加しました。

また、利用者の皆様にとって、より使いやすく、情報を得られるように経営支援メニューや保証制度の案内ページを充実させています。是非ご活用ください。



各種広報物の作成

保証月報、季刊誌「RELATION」の発行、リーフレットの作成



カレンダー、ノベルティグッズの作成



第6次中期事業計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和3年度から令和5年度にかけて3か年の中期事業計画を策定し金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

(1) 令和3年度

大分県内の景気は、ワクチン接種の浸透等により感染者数が抑制されたことから、夏以降は緩やかな持ち直しが続いたものの、足元では変異株の再拡大もあり飲食・宿泊・交通・観光等を中心に厳しさに直面している。加えて、原材料価格の高騰や国際情勢の緊迫化により景況感の改善にブレーキがかかっており、回復の動きが鈍化した。

(2) 令和4年度

大分県内の景気は、個人消費は感染状況に左右されつつも、行動制限の緩和、外出意欲の高まりで持ち直しており、観光・宿泊は全国旅行支援や水際対策の緩和を受け、コロナ前の水準に及ばないものの宿泊者数が増加した。また、企業の生産活動は、供給制約の緩和等によって、一部に弱い動きがあるものの高めの水準で推移し、設備投資は堅調に推移した。一方、エネルギー・原材料価格の高騰により一部業種で収益悪化を招いているほか、新規求人倍率が上昇を続ける中、人手不足感が強まっている。

(3) 令和5年度

大分県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景に個人消費は緩やかに回復しており、国内外の観光客もコロナ前の水準まで増加するなど観光も回復している。一方、円安を背景としたエネルギー・原材料高や人手不足といった経営課題を抱える事業者も散見されるほか、企業倒産についてはコロナ禍の手厚い支援により抑制されてきたものの件数ベースでは増加が見られる。

2. 中小企業向け融資の動向

県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高について

(1) 令和3年度

令和4年3月末をみると、地方銀行は1兆4,381億円（前年同月比104.7%）、第二地方銀行は3,741億円（同102.1%）といずれも増加した。

(2) 令和4年度

令和5年3月末をみると、地方銀行は1兆5,452億円（前年同月比107.4%）、第二地方銀行は3,794億円（同101.4%）といずれも増加した。

(3) 令和5年度

令和6年3月末をみると、地方銀行は1兆

6,061億円（前年同月比103.9%）、第二地方銀行は3,820億円（同100.7%）といずれも増加した。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

(1) 令和3年度

大分県内中小企業の資金繰りは日本銀行大分支店によると、県内中小企業の資金繰り判断D.1は、プラス2ポイント（「楽である」-「苦しい」）となっている。感染症拡大で最も悪化した2020年6月のマイナス9ポイント以降は各種経済対策の効果等で回復基調にある。（企業短期経済観測調査2022年3月）

(2) 令和4年度

大分県内中小企業の資金繰りは日本銀行大分支店によると、県内中小企業の資金繰り判断D.1はプラス9ポイント（「楽である」-「苦しい」）となっている。感染症拡大で最も悪化した2020年6月のマイナス9ポイント以降は各種経済対策の効果等で回復基調にある。（企業短期経済観測調査2023年3月）

(3) 令和5年度

大分県内中小企業の資金繰りは日本銀行大分支店によると、県内中小企業の資金繰り判断D.1は、プラス10ポイント（「楽である」-「苦しい」）となっている。各種経済対策の効果等により引き続き回復傾向にある。（企業短期経済観測調査2024年3月）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

(1) 令和3年度

大分県内中小企業の設備投資は減少見込み。財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内中小企業の令和3年度当初の設備投資計画は12.7ポイントの増加見込みであったが、令和3年第4四半期では5.1ポイントの減少見込みとなっている。（法人企業景気予測調査令和4年1-3期）

(2) 令和4年度

大分県内中小企業の設備投資は減少見込み。財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内中小企業の令和4年度当初の設備投資計画は13.6ポイントの増加見込みであったが、令和4年第4四半期では32.9ポイントの減少見込みとなっている。（法人企業景気予測調査令和5年1-3期）

(3) 令和5年度

大分県内中小企業の設備投資は増加見込み。財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内中小企業の令和5年度当初の設備投資計画は74.6ポイントの増加見込みであったが、令和5年第4四半期では18.0ポイントの増加見込みとなっている。（法人企業景気予測調査令和6年1-3期）

5. 大分県内の雇用情勢

(1) 令和3年度

大分県内の雇用情勢はやや改善した。大分労働局によると令和3年度平均の有効求人倍率は1.21倍（前年1.12倍）であった。（大分県の雇用情勢令和3年度分）財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内の雇用情勢は「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある」となっている。（大分県内経済情勢報告 令和4年4月）

(2) 令和4年度

大分県内の雇用情勢はやや改善した。大分労働

局によると令和4年度平均の有効求人倍率は1.40倍(前年1.21倍)であった。(大分県の雇用情勢令和4年度分)財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内の雇用情勢は「持ち直している」となっている。(大分県内経済情勢報告 令和5年4月)

(3) 令和5年度

大分県内の雇用情勢はやや改善した。大分労働局によると令和5年度平均の有効求人倍率は1.41倍(前年1.40倍)であった。(大分県の雇用情勢令和5年度分)財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内の雇用情勢は「緩やかに改善している」となっている。(大分県内経済情勢報告 令和6年4月)

II 重点課題に対する取組みの評価について

令和3年度から令和5年度まで3か年の業務上の重点課題に対する取組みの評価は以下のとおりである。

1. 中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

ア 金融機関と連携した資金繰り支援

(ア) 金融機関との対話

金融機関本部、支店の訪問や相談会を通じて、新制度や新しい施策の周知を行うとともに中小企業・小規模事業者の動向などについて情報交換を行った。

コロナ禍の影響があった令和3、4年度において会長が県内6金融機関を訪問し、コロナや原油価格・物価高騰等より影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する支援方針等について意見交換を行った。

当協会では長年、店舗訪問や勉強会などで金融機関との対話を行うことにより、連携した支援体制を築いてきたことから、全国的に見ても高い水準でプロパー融資と保証付融資を組み合わせた金融支援が行われている。保証申込からの連携は、その後の経営支援にもつながるものであり、今後も金融機関と積極的に連携し中小企業・小規模事業者への支援を行ってきたい。

【金融機関訪問回数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本部訪問	40回	70回	83回
本支店訪問	1,113回	1,213回	1,377回

【金融機関との相談会回数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談会回数	46店舗	43店舗	21店舗

【保証承諾のうちプロパー融資が有る件数の割合】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当協会	57.1%	61.1%	63.5%
全国平均	40.2%	40.3%	39.2%

(イ) 提携保証等による対応

従前からある金融機関との提携制度「ステッ

プサポート保証」を推進し、新たに中小企業者のDXを目的とした連携商品を創設した。コロナ禍で一時利用が減少したものの徐々に回復してきており、協調融資に基づくスピーディな対応が一定の評価を得ている。

(制度創設) 令和4年度

- ・筑邦銀行「ちくぎんDXローン・大分」
- ・大分県信用組合・TKC九州会大分支部3者提携商品「けんしんDXローン」

【ステップサポート保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	257件	295件	347件
金額	1,468百万円	1,910百万円	1,788百万円

【ちくぎんDXローン・大分 保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	－	4件	0件
金額	－	26百万円	0百万円

【けんしんDXローン 保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	－	9件	10件
金額	－	34百万円	55百万円

イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた資金繰り支援

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により資金調達を行った先の業況把握のため、中小企業・小規模事業者の訪問・面談を実施し、経営状況や資金繰り状況などを直接ヒアリングした。

経営課題がある先には経営支援部と連携し、専門家派遣事業や経営安定化支援事業を実施するなど経営支援に繋げることができた。資金繰りの改善が必要な先については、伴走支援型特別保証を積極的に提案し、スピード感を持って対応することができた。

また、借換提案を行い資金繰りが改善した事例や経営支援を継続した事例など優れた取り組みをベストプラクティス事例として記録し役員で情報共有を行った。

【借換保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	860件	969件	1,603件
金額	11,979百万円	12,706百万円	25,264百万円

【企業訪問の内訳】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	169回	240回	238回
創業関連	216回	237回	238回
専門家派遣関連	119回	106回	100回
(うちフォローアップ)	5回	16回	28回
計	504回	583回	576回

【ベストプラクティス】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	84事例	41事例	43事例

(イ) 創業者に対する支援

令和3年度に創業・連携推進課を新設し、県内各地で開催される創業セミナーや創業イベントに参加した。金利や信用保証料の補助がある制度融資を紹介したほか、金融機関、日本政策金融公庫、支援機関と連携しきめ細かな相談対応に取り組んだ結果、保証承諾件数、金額の増加に繋がった。

また、創業支援先のフォローアップを目的とした企業訪問を行い、創業後の実態把握に努めた。

令和5年3月からスタートした経営者保証を徴求しない「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」を創業セミナーや金融機関勉強会等で周知、推進を図った。

創業者に対する支援については創業・連携推進課を中心に創業セミナーや創業イベントへの参加を続けてきたことや日本公庫との協調融資も増えていることから、創業保証の件数は令和2年度以前に比べて大幅に増加している。創業後のフォローアップを含め引き続き注力していきたい。

【創業関係承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	131件	168件	144件
金額	398百万円	493百万円	485百万円

【うちスタートアップ創出促進保証】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1件	0件	21件
金額	1百万円	0百万円	60百万円

【創業後のフォローアップ訪問】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数	86件	37件	68件

【創業セミナーへの参加】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	14件	15件	14件

(ウ) 小規模事業者等に対する支援

小規模事業者に対し小口零細企業保証制度や小口先カードローンの利用を推進し、小規模事業者への浸透を図った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者に対しては、低利・保証料補助がある新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金（以下、「新型コロナウイルス特別資金」という。）による支援を積極的に行った。

【小口零細企業保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	369件	382件	664件
金額	1,173百万円	1,235百万円	2,088百万円

【小口先カードローン承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	257件	182件	194件
金額	515百万円	352百万円	376百万円

【NPO法人に対する承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	10件	10件	11件
金額	67百万円	192百万円	91百万円

(エ) 事業承継に関する支援

経営安定化支援事業の事業承継支援や事業承継・引継ぎ支援センター等支援機関の紹介など寄り添った対応を行った結果、事業承継に関する保証承諾実績は増加傾向にある。親族間承継においては資金需要につながるケースは少なく、他社の事業を引き継ぐ創業やM&Aによる保証が多かった。

【大分県事業承継資金承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	4件	7件	14件
金額	130百万円	126百万円	141百万円

(オ) 金融機関紹介の対応

金融機関においてきめ細かな相談体制がなされていることもあり、金融機関紹介窓口を利用した中小企業・小規模事業者はおらず、協会から金融機関を紹介した事例はなかった。

小規模事業者にとって低利・保証料補助がある自治体制度の利用が多く、「スクラム」の利用実績はなかったが、南九州税理士会大分県連合会やTKC九州会大分支部とは会議や勉強会等を通じて連携を図った。

ウ 危機発生時における支援

(ア) 新型コロナウイルス感染症の対応

大分県内の中小企業・小規模事業者への金融支援は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響が残る中での危機関連保証やSNの対応、令和4年度の原油価格・物価高騰等の影響深刻化への地公体制度、さらには令和5年度のゼロゼロ融資の返済が本格化する中での借り換え需要増加と3年間において取り巻く環境が大きく変動した。

そのため当協会としては、新型コロナ特別資金や伴走支援型特別保証等の主旨を鑑み、中小企業・小規模事業者の資金需要に応えるとともに借換による返済負担軽減を図るなど柔軟な資金繰り支援に取り組んだ。また、自然災害等の発生や原油価格・物価高騰等への対応としては、地方公共団体との連携を密にし、特別相談窓口の設置や制度創設等必要な措置を講じることができた。

【SN、危機関連承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	3,036件	1,748件	731件
金額	27,724百万円	17,437百万円	10,335百万円

【新型コロナ特別資金及びがんばろう！おおいと】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2,811件	922件	293件
金額	24,134百万円	7,286百万円	2,285百万円

【伴走支援特別保証】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	152件	479件	1,373件
金額	2,126百万円	7,819百万円	23,628百万円

【うち県制度】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	148件	463件	1,342件
金額	2,091百万円	7,483百万円	22,943百万円

- (イ) 自然災害等発生時の対応
地震、台風などの危機発生時については、特別相談窓口を設置し、公的機関の使命として積極的かつスピーディに対応した。

- (ウ) 危機対応に係る地方公共団体等との連携
近年、頻発化、激甚化している自然災害への備えや原油価格・物価高騰等で影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する支援策として地方公共団体と連携して保証制度の創設・改正を行った。各種施策や金融支援の効果により県内の企業倒産は低水準で推移しており中小企業・小規模事業者の資金需要はやや落ち着いているものの、中小企業・小規模事業者にとって厳しい経営環境はしばらく続くことから、柔軟な資金繰り支援を続けると共に、自然災害発生時に迅速な対応をするため、金融機関や支援機関、地方公共団体などと連携を図りながら支援を行っていききたい。

(創設・改正した保証制度)

令和3年度

- ・大分県社会経済再活性化資金の創設
- ・大分県災害復旧資金の改正（融資限度額の引き上げ・金利、保証料引き下げ）
- ・大分市災害対応資金の創設（局地的災害かつ小規模事業者を対象）

令和4年度

- ・大分県経営改善借換資金の創設
- 原油価格・物価高騰等対策
- ・大分市経営安定化資金緊急融資の創設
- ・大分県中小企業活性化資金（経営環境変動対応融資）の創設
- ・大分県地域産業振興資金（新エネルギー施設等導入融資）の創設

令和5年度

ダイハツ工業の生産停止対策

- ・大分県中小企業活性化資金（経営環境変動融資）の改正（対象要件拡充）

工 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

- (ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進
金利や信用保証料負担軽減の点で中小企業・小規模事業者にメリットがあり資金繰りの円滑化が図られる地公体制度融資制度を推進した。

【県制度承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	4,346件	2,875件	3,422件
金額	39,864百万円	28,498百万円	40,916百万円

【うち、定時返済不要短期資金承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	264件	516件	713件
金額	2,721百万円	5,415百万円	7,635百万円

【うち、おんせん県魅力アップサポート資金承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	111件	118件	164件
金額	1,614百万円	1,254百万円	1,897百万円

【市町村制度承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	221件	817件	492件
金額	878百万円	6,339百万円	2,071百万円

- (イ) 地方公共団体や支援機関等との連携
令和3年度に創業・連携推進課を新設し、地方公共団体や商工会議所・商工会等の支援機関に随時訪問を行うことで、地域内の中小企業・小規模事業者の動向等の情報収集に努めるとともに、意見交換による連携を深めた。

特に令和5年度は事業者選択型経営者保証非提供制度の実施が予定される中、市町村制度の信用保証料補助に影響があるため、市町村連携会議を6月に行い概要を説明するとともに、円滑な実施に向けてアンケート等を行ったことにより制度の創設や保証料補助につなげることができた。

【各地方公共団体・商工団体等訪問回数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方公共団体	26回	26回	30回
商工団体	93回	91回	51回
支援機関等	36回	44回	50回

大分県中小企業復興支援協議会の熊本地震被災企業に対する利子等支援事業については継続して適切に実施した。

【熊本地震被災企業への利子等支援事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	693件	507件	375件
金額	29百万円	16百万円	8百万円

- (ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応
県内主要金融機関の本部訪問や、金融機関営業店の訪問にて制度の説明を行った他、保証月

報や季刊誌にて周知を行った。また、事前協議において経営者保証を不要とする保証の取り扱いの提案を行い、経営者保証を不要とする保証を推進した。これにより保証承諾実績は増加している。

令和6年3月から保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことが選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度等の取扱いを開始するにあたり説明会等を実施した。経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、引き続き、ホームページ等での周知や保証申込時において金融機関に提案するなど推進を図っていきたい。

【経営者保証を不要とする保証承諾実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金融機関連携型	24件	16件	48件
財務要件型	0件	0件	6件
担保型	1件	0件	12件
伴走支援資金関連	2件	3件	65件
SSS保証（創業）	－件	0件	21件
事業者選択型	－件	－件	2件
その他	27件	5件	12件
合計	54件	24件	166件

2. 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進

ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進

(ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に向けた金融機関や支援機関との連携強化

金融機関に対する本部・支店訪問等により経営支援メニューの紹介や意見交換や情報収集を日常的に行っており、全国的に見ても高い水準でプロパー融資と保証付融資を組み合わせた支援が行われる中、金融機関と連携して支援する関係が構築されている。

また、活性協とは、令和4年度に3者連携協定を締結して以降、一層と連携を深めており、日常的な意見交換に加え、定期的な意見交換会を開催するなど、関係機関との連携ができています。

官民一体で創設した「おおいた中小企業支援4号ファンド（スクラムファンド）」の活用のため、大分ベンチャーキャピタル㈱と再生案件の掘り起こし等意見交換を行った。

【経営支援部門の金融機関・関係機関訪問実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本部訪問（経営支援部門）	24回	17回	14回
本・支店訪問	99回	293回	340回
活性協	3回	10回	13回

【バンクミーティング参加実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出席先数	37先	50先	71先
出席回数	92回	142回	196回

【活性協、大分VCとの金融機関支店訪問】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金融機関支店訪問	－	26店舗	11店舗

(イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施

経営安定化支援事業は中小企業・小規模事業者への経営支援に対する高まりもあり、令和4年度以降事業費を大幅に拡大し事業を実施した。また、支援先数を増やした状況においても、業況報告書を活用した企業訪問の実施、金融機関への働きかけにより支援先を選定し、大分県中小企業診断士協会との連携の下、円滑に事業を進めることができています。また、令和4年度から開始したアンケート結果においてもNPS指標の評価が高く利用者の満足度は高い事業となっている。さらにアンケートを踏まえて計画策定後のフォローアップの拡大を決定しており、今後も中小企業者からの声や評価を検証し内容の充実を図りたい。

専門家派遣は、保証部を中心に業況報告書等を活用したモニタリングを行う中で、中小企業者の身近な経営課題の解決に向けて適宜実施しており、前年度派遣先へのフォローアップ訪問も実施した。経営改善の効果をヒアリングしたところ、「効果があった」、「効果がある程度あった」と回答した割合が高く支援効果があったものと思われる。また、活性協が関与した計画策定先についても、専門家派遣を活用して事業者のフォローアップ支援にも努めている。

【専門家派遣実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣実績	38先	58先	49先

※前年度繰越分を含む

【経営安定化支援事業による経営支援】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施先数	40先	73先	72先
企業訪問	111先	176先	160先

協会が主催するサポートミーティングの開催を通じ改善計画策定や金融支援同意形成の調整、計画進捗モニタリング等の支援を行った。

【サポートミーティング開催実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催先数	59先	47先	65先
開催回数	110回	85回	96回

当協会の独自事業である「経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」を実施し、活性協と連携して経営改善計画の策定を積極的に支援した。

【経営改善計画策定費用に対する補助事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付実績	11件	11件	17件
交付金額	1,168千円	1,580千円	1,937千円

活性協や大分 VC と連携を図り、第二会社方式と保証付 DDS による再生支援に取組んだ。

【再生支援実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第二会社方式	0先	3先	0先
(うち経営者保証GL適用)	0先	2先	0先
保証付 DDS	0先	0先	0先

効果測定に必要な財務情報等のデータを収集するとともに効果検証の指標の検討を行った結果、ローカルベンチマーク(財務指標6項目)、CRDスコア、借入金増減を参考指標することと決定した。

(ウ) 事業承継に関する支援

事業承継に関する支援については、事業の譲渡に関する資金ニーズも増えており事業承継関連の保証承諾は前年を大幅に上回った。また、令和4年度から事業承継に係る検討状況・課題等を把握するため、協会利用先に対して事業承継アンケートを実施した。アンケート回答者のうち訪問希望がある先には個別訪問等を行い、希望者には安定化支援事業(事業承継)や同センターへの紹介を行った。

大分県事業承継・引継ぎ支援センターとは定期的な意見交換会や事業承継アンケートを連携して実施しておりアンケートや企業訪問を通じて協会から同センターに取り次ぐ事案や同センターへの直接相談の事案もあり、連携が深まりつつある。

【アンケート実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
送付先数	未実施	1,211先	1,206先
回答数		241先	277先
センター紹介		6先	11先
経営安定化支援事業		2先	3先

イ 期中管理の徹底

(ア) 正常化に向けた期中管理

金融機関営業店とは延滞・事故報告先の実態や金融機関の支援・指導方針の把握に努め、必要に応じてアドバイスを行うことにより早期正常化に向けて取り組んだ。重要案件等は金融機関本部とも連絡を取り合い共同管理に努め、経営状況を把握し条件変更による資金繰り改善等を支援した。

【期中管理部門の金融機関訪問等実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金融機関本部訪問	14回	16回	17回
金融機関営業店訪問	36回	56回	118回

(イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

条件外担保について現地確認などの担保調査を行い、担保取得方針を早期に確立し、早期回収に向けた措置を行った。コロナ関連融資の多くは無担保支援となるため有担保案件は少ないが、金融機関担保がある案件の担保調査や金融機関協議を速やかに行うこと等で円滑に代位弁

済が行われており、結果として今期の早期回収に繋がった。

(ウ) 内部管理体制の充実

大口企業及びグループ企業についてはグループ全体の残高を把握し増減や財務内容の変動等の傾向を分析した。業況悪化先については金融機関に連絡し実態把握に努め、必要があれば早期の経営支援に繋げる態勢としている。また、保証承諾後、早期に事故となった案件は、分析・検証した結果情報を部署内で共有化することに加え、経営会議でも報告することで情報共有を図り、今後の保証審査や中小企業者へのアドバイス時において経験が生かされている。

3. 中小企業・小規模事業者等の実情に応じた回収の取組

ア 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

(ア) 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

管理職による管理回収進捗会議の開催や回収効率化に向けた回収困難案件の管理方法見直しなどにより組織的な回収に取り組んでおり、個別案件では代位弁済先の事業や生活状況などの把握に努め、早期解決に向けて交渉を行った。有担保償権については、期中管理段階から代位弁済見込み先に関する情報を各部門の担当間で共有することで早期着手が図られており、担保物件処分の高必要性が高いと判断される案件について、任意処分や競売申立を行い回収促進に努めた。なお、令和3年度からサービサー大分営業所を休止したものの、同営業所社員を協会が雇用しており、回収ノウハウが継承されている。

(イ) 管理事務停止・求償権整理による効率化

管理事務停止は、債務者・保証人が高齢化し、回収が見込めず長期化している債権を中心に行った。また、求償権整理を実施し回収業務の効率化を図った。

イ 再チャレンジに向けた事業再生、生活再建に向けた取組

(ア) 求償権消滅保証等を活用した再生支援

代位弁済後も事業を継続している定期入金先に対し決算書の提出を求めるなど求償権消滅保証等を活用した再生支援が可能な先の発掘に努めたが、該当案件はなかった。

(イ) 保証人に対する経営者ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応

保証人の生活状況や現在までの返済等を考慮し、一部弁済による連帯保証債務免除のガイドラインや経営者保証ガイドラインを活用して、保証債務整理を行った。生活弱者に対する生活再建への考慮も求められるなど、回収業務を取り巻く環境が変化しており、今後更なる実情をよりきめ細かくフォローし、それらに応じた柔軟な対応に努めていきたい。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン	1先	4先	8先
経営者保証ガイドライン	2先	2先	6先

(ウ) 市町村との求償権放棄条例制定に向けた協議
市町村の訪問等により、求償権放棄条例の制

定、及び求償権整理の導入について要請を継続して行った。

4. 協会の役割を果たすための経営基盤の充実

ア 人材育成の充実

(ア) 外部研修等による専門的知識の習得

所属部署と協議の上で職員の階層や職務経験等に基づき適任者を指名し各種研修等に参加させることで、知識の習得に結び付いている。特に令和3年度から参加している「産学金連携コーディネーター育成実践研修」は金融機関の職員と合同で中小企業・小規模事業者を訪問しながらの実践研修でスキルアップや連携強化につながっている。

資格の取得は中小企業診断士や信用調査検定の資格取得カリキュラム等で受講しやすいサポート態勢もあり資格取得につながった。また、デジタル化への対応も求められる中、IT国家資格の取得も進んでいる。

(イ) OJTによる協会業務に関するノウハウの習得

若手職員等には指導担当者を設け育成計画策定による組織的な育成スキームに基づいた指導を延べ13名に実施した。令和5年度には専門的な業務を行う部署には基本的な育成や指導方法を新たに定めた内容に変更した。若手職員等向けにベテラン職員による勉強会を継続して実施することで職員の知識レベルや職務遂行能力の底上げにつながっている。

(ロ) 内部研修等による知識の習得及び情報の共有

関係機関による内部研修で受講者の知識や理解が深められただけでなく、職員が講師となり内部研修を実施することで知識の定着や業務の深堀りとなり、講師となる職員の資料作成・説明能力といったプレゼンテーションのスキルアップも図ることができた。なお、関係機関が主催する研修会等に職員が講師として参加することでも同様のスキルアップが図られている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係機関による研修	2回	3回	3回
職員講師による研修	6回	4回	3回

イ 経営基盤の強化

(ア) 安全性や効率性等を考慮した自己資金の運用

超低金利から上昇局面に情勢が変化する中、安全性と収益性とのバランスを重視した運用を行うことにより、運用益は増加傾向とすることができた。

(イ) 業務の改善や職場内の問題解決に向けた取組

デジタル化推進委員会やプロジェクトチームを中心に決算書入力の見直しと顧客ファイル等の電子化に取り組んだ。先進地視察やチームによる会議を行い、決算書登録方法の簡素化や決算書と経営支援関連書類の電子化を開始するとともに、顧客ファイルの電子化導入に向けて業務フロー等の策定や関連する規程等の整備を行った。数年に渡る検討により効率化と確実性を備えた書類管理が進んできており、今後は着実に実施していくこととしたい。

(ロ) 働きやすい職場環境の整備

職場環境の整備については、令和3～4年度

には新型コロナウイルス感染症の感染対策が依然として必要となる中、従前からの対策を継続して感染防止に努めた。また、感染症が5類に移行した後も一定の感染症対策を継続し、職員の健康維持に努めている。

増加した時間外労働に対する業務分担・配分の管理・調整に努めるとともに、新型コロナ対応前に実施していたノー残業デーを令和5年1月から再開するなど過度に職員の負担とならないような労務管理を実施した結果、徐々に残業時間は減少してきている。

女性活躍の機会拡大については、保証審査への配置、金融機関職員向け講座の開催など内外に向けた対応が進み、取組として定着してきている。

また、職員の健康に対する意識向上と、健康維持・増進に繋げるためウォーキングイベントを開催し、大半の従業員が参加したことで職員間のコミュニケーション向上や、組織力の強化にも繋がった。

ウ デジタル化、IT活用への対応

(ア) 利便性向上に向けた対応

令和3年度から信用保証書の電子化が開始され、県内外金融機関に推進した結果、保証承諾件数シェアでは90%以上の金融機関で取扱を開始した。これにより速達性向上、誤配リスク回避、発送コスト削減等につながった。また、保証申込処理をデジタル化する「信用保証協会電子受付システム」の導入は令和5年度中に開始できなかったが、令和6年度実施予定の県内金融機関とは実施に向けた協議を継続している。保証申込から承諾までの時間短縮、書類作成事務の軽減等が期待される一方、金融機関にてシステム開発や内部事務の見直し等が必要となるため導入に時間を要している。引き続き実施予定金融機関や他の県内金融機関に推進することとしたい。

【信用保証書の電子化 取扱金融機関（累計）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取扱金融機関	1金融機関	6金融機関	8金融機関

(イ) 業務効率化やニューノーマルへの対応

昨今のデジタル化による環境変化に対応するため、協会が保有する膨大な書類を効率的かつ安全に管理・運用が可能となる新しい書類管理システムを導入した。これによりシステム面のベースは構築出来ており、決算書等の電子化を始めることができた。今後は、策定した顧客ファイルの電子化業務フローを検証しながら、本格的な電子化作業に取り組める態勢となった。

また、併せてオンライン会議がニューノーマルとして定着する中、汎用性や利便性等を考慮してタブレットPCを導入。経営会議・研修等に活用し、資料共有・作成作業の効率化に対応することができた。

令和5年度からの保証協会システムセンター九州支社への職員出向に伴い各種規程を整備した。当協会初めての県外出向であり、当協会職員が同社に出張するなどして同社及び出向者と

情報共有や知識の連携を図っている。

エ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

(ア) コンプライアンス態勢の充実

コンプライアンスプログラムの周知、新聞記事等を題材としたコンプライアンスニュースの発行、職員のコンプライアンスに対する意識や実態調査を目的としたコンプライアンスチェックの実施、外部講師による「ハラスメント防止」「内部通報制度・公益通報者保護制度」「LGBTQ+の諸問題」についての研修開催等により、法令等遵守の重要性や協会職員としての社会的責任等、コンプライアンス意識の醸成に努めた。

反社案件への対応が発生したが、取扱金融機関、大分県警察と連携のうえ対応し、主務官庁へ報告を円滑に行った。

(イ) 危機管理態勢の充実

危機管理態勢の充実については、安否確認訓練の実施、地震・津波、火災を想定した避難訓練の実施により被災時の初動対応と大規模災害に備えた心構えを役員・従業員に周知した。

また、危機管理要領に基づく事務局員の任務内容の確認と机上訓練を実施し、災害対策本部員、事務局員の参集条件を見直し、危機管理要領の改正を行った。令和6年1月の能登半島地震では主要道路の寸断により、支援物資の運搬やインフラ復旧に支障が出るなど様々な復旧活動が困難になる事例が見られた。そのため、今後も様々な影響を考慮した危機管理態勢の強化に向けた取組みを行う必要がある。

(ロ) 危機対応の検証

コロナ禍における保証対応、内部体制の整備、感染防止策等の新型コロナウイルス感染症対策を振り返り検証を行った。コロナ禍において急増した保証申し込みには、協会全体で保証業務を最優先とする体制整備、金融機関との連携、職員の勤務体制の見直しや感染予防対策の徹底により滞りなく対応することができた。今後の危機時における中小企業・小規模事業者への保証支援に活かしていきたい。

オ 広報・広聴の充実

(ア) 広報の充実

ホームページ等を通じ、タイムリーな情報発信を行うと共に、各種パンフレットをわかりやすい内容で作成し、協会業務内容や信用保証制度の取扱いに関して周知を促すことで、金融機関や中小企業・小規模事業者の利便性向上を図ることができた。特に、ホームページについては令和5年8月に全面リニューアルを実施し、セキュリティ対策を強化すると共にスマートフォン対応とするなど、必要な情報を素早く閲覧できるよう対応することができた。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立という新しい保証制度に関する説明会を開催すると共に、季刊誌やパンフレット等にて幅広く周知・広報活動に取り組んだ。

(イ) 広聴の充実

中小企業・小規模事業者に対するアンケートをより実態に即した見直しを行うとともに、代表者が65歳以上である中小企業・小規模事業者

を対象とした「事業承継アンケート」も実施し、事業状況の実態や承継支援に関するニーズを把握することができた。今後も中小企業・小規模事業者に寄り添った保証対応、伴走支援が出来るようアンケート調査を有効に活用したい。

5. 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

(ア) 地方公共団体、関係機関、外部ネットワーク等と連携した取組

各団体と連携して事業者に対し、より良い支援や各種サービスが提供できる態勢やネットワークを構築できるよう取り組んでおり推進できている。より良い支援のため、創業者に対しては市町村や商工会・商工会議所が開催する創業者セミナーへの講師派遣や個別相談により創業に向けたアドバイスを実施するなどして創業を後押し、女性起業家に対しては女性を保証審査担当とし親身な相談に応じていることや大分県女性起業家創出促進事業へ参加するなどして女性活躍を後押しするなど地方創生を推進している。また、地域ファンド（大分VC）が組成する目的に応じてファンド出資しており、連携して事業者支援に取り組んでいる。

(イ) セミナー等による金融教育や起業マインドの醸成
市町村等との連携の下で創業セミナーに参加しており、その影響もあり、創業案件は以前に比べて増加している。また、出前講座は、大分大学からの依頼を受け令和3年度から開始しており、好評であったことから毎年度開催している。ベンチャー企業の特徴や資金調達手段等に加え、信用保証協会における創業支援の事例等を説明したことにより、学生におけるベンチャー企業や中小企業者への理解が深まったほか保証協会の認知度向上につながった。

(ロ) 大分県中小企業復興支援協議会による熊本地震被災企業に対する利子等支援事業の適切な実施

利子補給対象となる災害特別融資の融資期限が迫る中、自然完済やコロナ関連融資による借換が進んだことで対象企業が減少しているものの、事業は適切に実施できている。

(ハ) SDGsの普及・達成への取組

過去から続けているボランティア活動に加え、子ども食堂支援のため備蓄している非常食を「フードバンク」へ寄贈することで貧困問題等にも貢献した。

外部評価委員会の評価（第6次中期事業計画の評価）

令和6年6月17日、大分県信用保証協会から第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて、当委員会の意見は次のとおりである。



総括

ここ3年の中小企業・小規模事業者の状況を振り返ると、新型コロナウイルス感染症が色濃く残る令和3年度、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰にさらされた令和4年度、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げにより社会経済活動の正常化が進む一方でエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の影響を受けた令和5年度と急速な変化にさらされた3年間であった。

このような環境の中、大分県信用保証協会ではコロナ関連融資により積極的な支援に取り組むとともに、ゼロゼロ融資の返済本格化に対して大分県経営改善借換資金等による柔軟な借換対応を行うなど中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援してきた。また、コロナ禍で経営の改善を図る事業者のため経営支援部を創設し、経営安定化支援事業の予算を大幅に増加させるなどして経営支援の強化を図りつつ、効果的な金融・経営支援に向けて金融機関や支援機関との連携強化に努めた。これらの取組は中小企業・小規模事業者の資金繰りや経営改善を支えたものと評価できる。

中小企業・小規模事業者においてはエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足、コロナ禍で積み上がった過剰債務の解消等多くの経営課題があるため、保証協会の使命を果たすべく、地域の金融機関や支援機関との連携の下、より一層の支援に取り組むよう期待している。

保証部門について

ゼロゼロ融資の返済本格化やエネルギー・原材料価格の高騰等に対し、地方公共団体と連携して大分県経営改善借換資金や大分市経営安定化資金緊急融資等の金利や保証料負担の低い制度融資を速やかに創設し積極的な資金対応を行ったことは、公的機関としての役割を十分発揮したものと評価する。今後も地方公共団体と連携を図り、自然災害や経済危機発生時に備えてもらいたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でも金融機関への支店訪問等を行い、金融機関との連携に努めており、協調した金融支援、経営支援につながっている。引き続きこれらの取組を行うことに加えて、金融機関のニーズに沿った勉強会や相談会を行い、情報提供や目線合わせに努めてもらいたい。

創業支援については創業・連携推進課を中心に創業セミナーや創業イベントへの参加を続けてきたことや日本公庫との協調融資が増加していることにより、令和2年度以前に比べて保証承諾件数が増加してきている。地域の活性化に向けて引き続きの取組を期待している。

経営支援・期中管理部門について

この3カ年を通じ、代位弁済は低水準で推移したものの、令和5年度は小規模先を中心に代位弁済件数が増加しており、現在の経営環境を踏まえると今後も増加が懸念される状況である。コロナ禍での資金繰り支援を単なる延命策にしないためにも、経営改善計画策定等の取組が重要となっている。そのため、経営安定化支援事業の予算を大幅に増加し、着実に支援先数を増加させていることは評価できる取組であり、今後も様々なライフステージに応じて専門家派遣等の支援メニューや大分県中小企業活性化協議会を柔軟に活用することで、支援機関と連携の下、各々の強みを組み合わせた効果的な経営支援に取り組んでもらいたい。

事業承継に関する支援は、事業者の関心の高まりと国の施策、金融機関・保証協会の連携が相まって徐々に浸透してきている。引き続き事業承継支援に取り組むことを期待する。

また、代位弁済が増加局面を迎えているが、不動産担保の減少や第三者保証人非徴求の流れから代位弁済以降の回収については難しくなっているため、金融機関と情報共有を図った上での期中管理の重要性が高まっている。

回収部門について

代位弁済が低水準で推移したものの、管理職による進捗会議の開催など運用面を改善した効果もあり回収額は増加している。不動産担保の減少や第三者保証人非徴求の流れから回収環境は難しくあるものの、引き続き債務者の現況把握や早期回収の着手により、効率化・最大化に努めてもらいたい。

その他間接部門について

人材育成については、連合会研修に加えて外部講師を招いた内部研修、産学金連携コーディネーター研修等を開催しており充実が図られている。中小企業診断士の育成については挑戦しやすい環境を確保するとともにモチベーション向上につながる施策を行い、受験者の確保に努めてもらいたい。

DXの取組については、信用保証書の電子化により誤配送防止、ペーパーレス等の効果があらわれたほか、文書の電子化についても徐々に進んできている。金融機関や事業者の利便性向上、働き方改革に向けた業務効率化いずれの観点からもデジタル化は重要であり、今後も保証協会電子受付システムの推進やデータ活用等に取り組んでもらいたい。

コンプライアンス態勢については、外部講師による研修やコンプライアンスニュース等を通じて態勢の周知、日常的な意識付けについては浸透してきたものと思われる。今後もメリハリをつけた啓発や研修を通じて役職員の動機づけを図ることや、新たに発生したコンプライアンス問題に対応して規程を整備することにより常にコンプライアンス態勢を充実させる意識が重要である。

令和6年7月10日

大分県信用保証協会外部評価委員会
委員長 岡村 邦彦
副委員長 小川 芳嗣

令和5年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、令和5年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えている。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は力強さに欠けている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が低い水準で推移しているという課題もある。

大分県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景に個人消費は緩やかに回復しており、国内外の観光客もコロナ前の水準まで増加するなど観光も回復している。一方、円安を背景としたエネルギー・原材料高や人手不足といった経営課題を抱える事業者も散見されるほか、企業倒産についてはコロナ禍の手厚い支援により抑制されてきたものの件数ベースでは増加が見られる。

2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高（令和6年3月末）をみると、地方銀行は1兆6,061億円（前年同月比103.9%）、第二地方銀行は3,820億円（同100.7%）といずれも増加した。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

大分県内中小企業の資金繰りは日本銀行大分支店によると、県内中小企業の資金繰り判断D、Iは、プラス10ポイント（「楽である」-「苦しい」）となっている。各種経済対策の効果等により引き続き回復傾向にある。（企業短期経済観測調査2024年3月）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

大分県内中小企業の設備投資は増加見込み。財務省九州財務局大分財務事務所によると、県内中小企業の令和5年通期の設備投資計画は、39.9ポイントの増加見込みとなっている。（法人企業景気予測調査令和6年1-3期）

5. 大分県内の雇用情勢

大分県内の雇用情勢はやや悪化した。大分労働局によると令和5年度平均の有効求人倍率は1.41倍（前年1.40倍）であった（大分県の雇用情勢令和6年度分）。財務省九州財務局大分財務事務所による

と、県内の雇用情勢は「緩やかに改善している」となっている。（大分県内経済情勢報告 令和6年4月）

II 事業概況について

保証部門では、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、返済負担を軽減する借換が増加し保証承諾570億円と計画、実績ともに上回った。他方、返済開始となったコロナ資金の繰上げ償還などから保証債務残高は2,114億円と計画、前年度実績ともに下回った。利用企業者数は前年度比2,220企業減少し15,103企業となり、保証利用度は43.5%と6.4ポイントの減少となった。一企業当たりの保証債務残高は13,996千円となった。

経営支援・期中管理部門については、引き続き金融機関や支援機関と連携し経営支援の充実を図った。国の補助金を活用した経営安定化支援事業では前年同規模の事業規模を維持しながら、事業者アンケートを踏まえ、計画策定後のフォローアップを拡充した。また、協会独自の専門家派遣事業では継続して実施し経営課題の解決に取り組むとともに、フォローアップ訪問を行い、経営改善の効果をヒアリングした。更に事業承継に関しても前年度に引き続き事業承継アンケートを実施し、企業訪問や支援機関への橋渡しなどに取り組んだ。

代位弁済について件数、金額ともに前年度を上回った。令和3年度以降代位弁済は増加傾向にあり、今後代位弁済の増加が懸念されるが、金融機関と連携し、期中管理を徹底していきたい。

回収については、回収進捗会議や管理方法の見直しなど組織的な回収に取り組んだことに加え、不動産市況が活発であり早期の任意処分ができたこともあり、前年度実績を上回った。

〈令和5年度主要業務数値〉

（単位：百万円、％）

区 分	金額	前年比	計画比
保証承諾	57,076	116.4	107.7
保証債務残高	211,386	86.1	95.4
代位弁済	1,617	103.0	32.3
実際回収	392	128.9	111.9

III 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運用と経営の効率化に努めたことや、代位弁済が低水準だったことで支出が抑えられ、収支差額は803百万円の黒字計上となった。

IV 財務計画について

収支差額のうち、402百万円を収支差額変動準備金に繰入れ、402百万円を基金準備金に繰入れたことにより、

期末の収支差額変動準備金は6,773百万円、基金準備金は11,685百万円となった。この結果、基本財産は17,089百万円となった。

V 重点課題について

1. 保証部門

ア 金融機関と連携した資金繰り支援

(ア) 金融機関との対話

毎月、管理職が金融機関本部を、担当者が支店を訪問し、情報提供や意見交換を行い、特に「経営者保証を不要とする保証の対応」や「経営改善借換保証」を周知した。また、金融機関から「若手行員に信用保証協会のことをもっと知ってもらいたい」との意見があり、金融機関の若手向け研修会に協会から講師を派遣し信用保証制度等の説明を行った。

これらの取組により当協会は金融機関と連携が図れており、全国的に見ても高い水準でプロパー融資と保証付融資を組み合わせた金融支援が行われている。保証申込からの連携は、その後の経営支援にもつながるものであり、今後も金融機関と積極的に連携し中小企業・小規模事業者への支援を行っていききたい。(本部訪問：83回、本・支店訪問：1,377回、勉強会・相談会開催：21店舗、研修会講師派遣：6回) (保証承諾のうちプロパー融資が有る件数の割合63.5%)

(イ) 提携保証等による対応

提携保証等による対応については、「ステップサポート保証」に加え、従前からある「クイックワイド保証」、「クイック1250保証」を推進し、利用実績に繋がった。(ステップサポート保証による保証承諾実績：347件 1,788百万円) (クイックワイド保証による保証承諾実績：29件 145百万円) (クイック1250保証による保証承諾実績：12件 28百万円)

また、前年度に創設した中小企業者のDXを目的とした連携商品「大分県信用組合けんしんDXローン」を推進した。(けんしんDXローンによる保証承諾実績：10件 55百万円)

イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに対応した資金繰り支援

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により資金調達を行った先の業況把握のため、金融機関支店を訪問の際、事前に提出されている「業況報告書」をもとに取引先の業況把握のモニタリングを実施したほか、中小企業・小規模事業者の訪問・面談は576回実施し、経営状況や資金繰り状況などを直接ヒアリングした。経営課題がある企業には経営支援部と連携の下、専門家派遣事業や経営安定化支援事業を実施するなど経営支援に繋げることができた。(モニタリング

実績：195店舗、企業訪問：延べ576回、うち専門家派遣訪問100回)

資金繰りの改善が必要な先については、伴走支援型特別保証制度(大分県経営改善借換資金)や大分県定時返済不要短期資金等を利用した借換保証を積極的に提案した。(借換による保証承諾実績：1,603件 25,264百万円)

また、金融支援や経営支援において優れた取り組みはベストプラクティス事例として役職員で情報共有することで経験の浅い職員のレベルアップに繋がっているほか、(一社)全国信用保証協会連合会が毎年全国から募集する経営支援事例において、当協会の事業承継に関する支援が好事例に選ばれた。(ベストプラクティス事例：43件)

(イ) 創業者に対する支援

おおいたスタートアップセンターと連携し県内各地で開催された創業セミナーへ参加するとともに、前年度より始めた創業者に対する個別金融相談では、創業や金融借入に不安を抱く創業者に対し親身になって相談対応した。

また、大分県が事業主体の女性起業家創出促進事業「BUTTERFLY」や(一社)別府市産業連携・協働プラットフォームB-biz LINKが開催する起業家支援事業「ONE BEPPU DREAM AWARD」のサポーター企業に参画し連携した起業家支援に取り組んだ。

創業資金の承諾件数は144件(前年比85.7%)と幾分減少したものの、創業支援先のフォローアップを目的とした企業訪問68先は前年度を大きく上回っており、引き続き創業支援の充実に努めていきたい。(創業資金による保証承諾実績：144件 485百万円、創業支援セミナー参加14回、創業セミナー個別相談会10回19件、創業後のフォローアップ訪問68件)

(ロ) 小規模事業者等に対する支援

小規模事業者に対し小口零細企業保証制度や小口先カードローンの利用を推進し、小規模事業者への浸透を図った。(小口零細企業保証による保証承諾実績：664件 2,088百万円、小口先カードローンによる保証承諾実績：194件 376百万円)

(ハ) 事業承継に関する支援

事業承継を検討している中小企業・小規模事業者に対して経営安定化支援事業の事業承継支援や事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど寄り添った対応を行った結果、事業承継に関する保証承諾実績は14件と前年を上回った。引き続き中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた金融支援・経営支援に協会を挙げて取り組んでいきたい。(大分県事業承継資金による保証承諾実績：14件 141百万円)

(ニ) 金融機関紹介の対応

金融機関においても適時相談がなされていることもあり、金融機関紹介窓口を利用した中小企業・小規模事業者はおらず、協会から金融機

関を紹介した事例はなかった。

ウ 危機発生時における支援

(ア) 新型コロナウイルス感染症の対応

大分県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるが、原油価格・物価高騰等の影響も大きく、依然として先行きは不透明な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった金融債務の返済負担が懸念されているところである。

当協会としては、「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」や「伴走支援型特別保証制度（大分県経営改善借換資金）」を中心に、中小企業・小規模事業者の資金需要に応えると共に借換による返済負担軽減を図るなど柔軟な資金繰り支援に取り組んだ。令和5年度における保証承諾は借換のニーズが高く大分県経営改善借換資金中心に申込が増加したため前年度を上回る実績となった。中小企業・小規模事業者の保証ニーズはやや落ち着いているものの、中小企業・小規模事業者にとって厳しい経営環境はしばらく続くことから、伴走支援型特別保証制度を中心に柔軟な支援を続ける。

（セーフティネット保証による保証承諾実績：731件 10,335百万円、伴走支援型特別保証による保証承諾実績：1,373件 23,628百万円、うち大分県経営改善借換資金：1,342件 22,943百万円）

(イ) 自然災害等発生時の対応及び(ウ)危機対応に係る地方公共団体等との連携

7月に発生した大雨による災害に関して中津市、日田市においてSN4号に指定されたことを受け、迅速に特別相談窓口を設置した。

12月に発生したダイハツ工業の生産停止に関して、事業活動の制限を受けている事業者を対象に迅速に特別相談窓口を設置した。また、影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、国がSN2号に指定したことを受け、大分県中小企業活性化資金（経営環境変動融資）の要件拡充が行われた。幸いにして利用は少なかったものの、県との連携の下、速やかに対応できる体制ができています。**（大分県中小企業活性化資金（経営環境変動融資）拡充要件の保証承諾実績：2件、6百万円）**

エ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

(ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進

大分県内では金利や信用保証料の軽減・助成がある地公体制度融資が充実しており、金融機関との勉強会や企業訪問時に制度の紹介を行うとともに、事前協議時において中小企業・小規模事業者の資金ニーズに最適な制度を提案するなど地公体制度融資の推進を行った。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった金融債務の返済負担を軽減するため大分県経営改善借換資金や大分県定時返済不

要短期資金を積極的に提案した結果、大分県経営改善借換資金は保証承諾の40.2%を占める等資金繰りの安定に寄与した。**（大分県経営改善借換資金による保証承諾実績：1,342件 22,943百万円、大分県新型コロナ緊急対策特別資金による保証承諾実績：293件 2,285百万円、大分県定時返済不要短期資金による保証承諾実績：713件 7,635百万円、大分県おんせん県魅力アップサポート資金による保証承諾実績：164件 1,897百万円）**

(イ) 地方公共団体や支援機関等との連携

創業・連携推進課が主体となって、地公体等訪問や地公体・支援機関主催の創業セミナー参加等を通じて地域内の中小企業・小規模事業者の動向等の情報収集に努めるとともに、意見交換による連携を深めた。また、県や市町村と経営者保証を不要とする創業資金（SSS保証）について協議を行った結果、制度を創設することができた。さらに、事業者選択型経営者保証非提供制度の実施にあたっては市町村へ情報提供等を行い、6市町村にて上乘せ保証料の補助につながった。引き続き地方公共団体や支援機関等と連携を図り、中小企業・小規模事業者への支援体制の充実に取り組んでいきたい。

(ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応

経営者保証を不要とする保証の対応については、金融機関本部訪問時や支店訪問時において制度の周知を図るとともに個別案件協議での提案を行い推進した結果、経営者保証を不要とする保証承諾実績は166件となり前年を大きく上回った。令和6年3月には事業者選択型経営者保証非提供制度が始まったことも踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、引き続き、ホームページ等での周知や保証申込時において金融機関に提案するなど更なる推進を図っていきたい。**（経営者保証を不要とする保証承諾実績：166件）**

2. 経営支援・期中管理部門

ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進

(ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に向けた金融機関や支援機関との連携強化

金融機関本部及び本・支店を訪問し、新型コロナウイルス関連融資に係る金融機関からの業況報告書を活用するなどした情報収集と意見交換による連携の強化に取り組み、保証段階から連携して支援するという金融機関との関係が構築されている。**（バンクミーティング：71先 延べ196回、サポートミーティング：65先 延べ96回、本部訪問（経営支援部門）：14回、本・支店訪問：340回）**

また、大分県中小企業活性化協議会（以下、活性協）とは、日常的な意見交換に加え、連携協定を機に定期的な意見交換会を開催するなど、関係機関との連携ができています。**（定期情報交**

換会 6回、活性協訪問 13回)

官民一体で創設した「おおいた中小企業支援4号ファンド(スクラムファンド)」の活用のため、大分ベンチャーキャピタル(株)(以下、大分VC)と再生案件の掘り起こしなど意見交換を行うとともに、活性協・大分VCと三者で金融機関11店舗を訪問し活用を促した。

- (イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施と定量的な効果検証の試行・準備

専門家派遣は、保証部を中心に業況報告書等を活用したモニタリングを行う中で、中小企業者の身近な経営課題の解決に向けて適宜実施した。前年度派遣終了した先にはフォローアップ訪問を実施し、経営改善の効果をヒアリングしたところ、「効果があった」、「効果がある程度あった」と回答した割合が約90%となっており支援効果があったものと思われる。また、活性協が関与した計画策定先についても、専門家派遣を活用して事業者のフォローアップ支援にも努めている。(専門家派遣実績：49事業先)

経営安定化支援事業は中小企業・小規模事業者への経営支援に対する高まりもあり、事業費を大幅に拡大させた令和4年度と同規模程度の予算を確保するとともに、事業者アンケートを踏まえて計画策定後のフォローアップ派遣を拡充した。支援先の選定については金融機関の本部、支店との協議や保証部門からの支援リスト、業況報告書を活用し、企業訪問を通じて経営者に対し働きかけを行った。大分県中小企業診断士協会との連携の下、円滑に専門家の指導は行われほぼ計画どおり達成できた。終了後のアンケートからも利用者の満足度は高い事業となっており、今後も中小企業者からの声や評価を検証し内容の充実を図っていきたい。(安定化支援事業による経営支援実績：72事業先)

効果測定については必要な財務情報等のデータを収集するとともに効果検証の指標の検討を行った結果、ローカルベンチマーク(財務指標6項目)、CRDスコア、借入金増減を参考指標することと決定した。

- (ウ) 事業承継に関する支援

事業承継に関する支援については、金融機関への周知等もあり事業承継関連の保証承諾件数は前年を大幅に上回った。また、前年度に引き続き65歳以上の経営者の企業1,206先に対し事業承継アンケートを実施し、アンケートで事業承継に関心を持った企業については企業訪問し大分県事業承継・引継ぎ支援センターに取り次ぐなど事業承継支援に取り組んだ。同センターとは定期的な意見交換会も実施しており、事業承継に関して連携が確立されている。(アンケート後の企業訪問により大分県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介した事業者：11先、同じく安定化支援事業を実施した事業者：3先)

イ 期中管理の徹底

- (ア) 正常化に向けた期中管理

金融機関本部・営業店訪問や電話対応等、金融機関との対話を通じて、中小企業・小規模事業者の状況把握を行うと共に金融機関との共同管理に取り組んでいる。また、中小企業・小規模事業者の経営状況や金融機関の支援方針等に基づき、早期に方向性を固めることに努めた。

(期中管理部門の金融機関訪問 本部17回、本支店118回)

- (イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

コロナ関連融資の多くは無担保支援となるため有担保案件は少ないが、金融機関担保がある案件の担保調査や金融機関協議を速やかに行うこと等で円滑に代位弁済が行われており、結果として今期の早期回収に繋がっている。

- (ウ) 内部管理体制の充実

大口・グループ企業について、保証債務残高、カテゴリーの遷移を保証申込時及び四半期毎に行いリスク管理を行っている。コロナ関連融資の返済開始や利子補給期間終了に伴い、大口先は企業数、保証債務残高とも減少している。

一方、返済緩和先に大きな増加はないものの、依然として業績回復が遅れ返済緩和を続ける先も多いことから引き続き注視する必要がある。なお、早期に事故となった案件は、要因等を内部で共有することにより、今後の保証審査や中小企業者へのアドバイス時において経験が生かされている。

3. 回収部門

ア 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

- (ア) 効率性を重視しつつ最大化を図る回収の取組

回収の取組みについては、管理職による管理回収進捗会議の開催や回収効率化に向けた回収困難案件の管理方法見直しなどにより組織的な回収に取り組んでおり、個別案件では代位弁済先の事業や生活状況などの把握に努め、早期解決に向けて交渉を行った。有担保求償権については、期中管理段階から代位弁済見込み先に関する情報を各部門の担当間で共有することで早期着手が図られており、担保物件処分の必要性が高いと判断される案件について、任意処分や競売申立を行い回収促進に努めた。無担保求償権については、関係者への督促や資産調査等を継続的に行うことに加えて、部内協議による回収方針の確認や顧問弁護士の助言を得て適切な措置を講じることで回収の最大化に努めた。

これらの取組みに加え、不動産市況が活発であり早期の任意処分ができたことから、回収額は392百万円(前年比128.9%、計画比111.9%)となった。

- (イ) 管理事務停止・求償権整理による効率化

管理事務停止・求償権整理による効率化については、回収見込みがない案件は、管理事務停

止を実施し、手持ち案件の増加を抑制することで効率的な管理回収態勢の維持に努めた。

イ 再チャレンジに向けた事業再生、生活再建に向けた取組

- (ア) 求償権消滅保証等を活用した再生支援
事業を継続している定期入金先から決算書を徴求し、求償権消滅保証等を活用した再生支援が可能な先の発掘に努めたが、該当案件はなかった。
- (イ) 保証人に対する経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細かな対応
求償権完済が困難な先であっても、保証人の生活状況や現在までの返済状況等を考慮し、経営者保証ガイドライン等を適用し生活再建を図った。生活弱者に対する生活再建への考慮も求められるなど、回収業務を取り巻く環境が変化しており、今後も個々の実情をよりきめ細かくフォローし、それらに応じた柔軟な対応に努めていきたい。**(一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用実績：8先、経営者保証ガイドラインの活用実績：6先)**
- (ウ) 市町村との求償権放棄条例制定に向けた協議
損失補償契約のある地方自治体を訪問し、制定の要請を行った。円滑な企業再生の実現に向けて、市町村に対して求償権放棄条例の制定等について今後も継続して要請活動を行いたい。

4. その他間接部門

ア 人材育成の充実

- (ア) 外部研修等による専門的知識の習得
外部研修等による専門的知識の習得については、所属部署と協議の上で職員の階層や職務経験等に基づき各種研修等に参加させることや通信教育の受講により専門的知識の習得に結び付いている。特に「おおいた産学金連携コーディネーター育成実践研修」は、今年度から参加金融機関が増えており、職員のスキルアップや金融機関との連携強化にもつながっている。中小企業診断士の養成については、職員向けに意識調査を実施したところ、学習時間の確保、養成課程参加時の家庭への負担等の意見があった。結果を踏まえつつ、受験者確保に向けて改善を図りたい。信用調査検定等の資格取得の推進については、検定合格者に対し期間を空けずに上位検定の受験を積極的に勧めたことで継続的に受験者を確保し上位検定の合格に結び付いている。女性活躍を目指し活躍の場を広げるについては、前年度に続き県内金融機関の女性担当者向け「信用保証講座」を開催し、講座終了後アンケートで高評価を得ている。
- (イ) OJTによる協会業務に関するノウハウの習得
入協3年以内の若手職員等に対して指導担当者を設定した上で、育成計画策定、業務報告及び指導報告を中心とした組織的な育成スキームに基づき指導を実施した。若手職員等への育成スキームに基づく指導が職務遂行能力の向上につながっているといるところである。令和6年度から

は特定業務を行う部署には基本的な育成や指導方法を新たに定め、丁寧に確実な育成態勢とする内容に変更することで、更なる充実を図る。

- (ウ) 内部研修等による知識の習得及び情報の共有
オンラインセミナーを活用した外部講師による研修会や職員を講師とした研修会で知識の習得及び情報の共有に加え、職員間の意見交換による新たな着眼点の獲得やコミュニケーション向上が図れた。特に若手内部勉強会では若手職員の業務知識を掘り下げると共に他の業務との関連性を学ぶことで知識の充実につながった。**(関係機関による研修 3回、職員講師による研修3回)**

イ 経営基盤と業務環境の充実

- (ア) 安全性や効率性等を考慮した自己資金の運用
地方債を主体に安全性と収益性のバランスをとり、各年度の償還金額等が平準化となるよう購入した。超低金利から上昇局面に情勢が変化中、有価証券収入、平均利回りともに前年度を上回ることができた。
- (イ) 業務の改善や職場内の問題解決に向けた取組
デジタル化推進委員会及びデジタル化チーム会議による検討に基づき決算書の電子化を開始した。これにより決算書ファイルの管理やデータ検索が容易となり、保管スペースの削減が見込まれている。顧客ファイル等の電子化も業務フロー等の策定や関連する規程等の整備ができており、令和6年度からの実施により更なる保証業務の効率化を図っていく。
- (ウ) 働きやすい職場環境の整備
働き方改革関連法への対応、実施や毎月ノー残業デーによる時間外労働の抑制に取り組むなど職員の労働環境を整え、[LGBTQ+]の研修会や衛生委員会の活用による働きやすい職場環境の整備を進めることができた。
- (エ) 女性の活躍の場の拡大
前年度の育児・介護休業法の改正に伴う規程等の整備により、出産や育児等による休業を取得しやすい職場環境となったことで対象者の取得が進んだ。
- (オ) SDGsの普及・達成への取組
環境改善効果や社会開発に貢献できるようグリーンボンド(環境債)とソーシャルボンド(社会貢献債)のESG債を購入した。
また、前年度同様に「ウォーキングイベント」を今年度も開催した。健康に対する意識向上と健康維持・増進につながるとともに、職員間のコミュニケーション向上や、組織力の強化にも繋がった。

ウ デジタル化、IT化活用への対応

- (ア) 利便性向上に向けた対応
金融機関に対し信用保証書の電子化と「信用保証協会電子受付システム」の導入を推進しており、金融機関の担当部門を訪問して協議を続けている。信用保証書の電子化は保証承諾件数シェアの92.4%を占める金融機関が導入してお

り、金融機関は速達性が向上したことや、紛失リスク軽減等の効果があったほか、当協会においてもペーパーレス化による環境負荷軽減や発送コスト削減につながった。残る県内金融機関についても、引き続き推進することとしたい。

また、保証申込処理をデジタル化する「信用保証協会電子受付システム」の導入は令和5年度中に開始できなかったが、令和6年度実施予定の県内金融機関とは実施に向けた協議を継続している。保証申込から承諾までの時間短縮、書類作成事務の軽減等が期待される一方、金融機関にてシステム開発や内部事務の見直し等が必要となるため導入に時間を要している。引き続き実施予定金融機関や他の県内金融機関に推進することとしたい。

(イ) 業務効率化やニューノーマルへの対応

決算書や経営支援文書の電子化を開始しており、協会が保有する膨大な書類を効率的かつ安全に管理・運用することができている。今後も電子化対象を拡大し更なる効率化を進めたい。また、オンラインによるセミナーや研修の開催が増えており参加も容易となっていることから、人材育成に向けて引き続き活用を進めたい。

出向職員との情報共有や知識の連携は、当協会のシステム担当職員を定期的に現地に派遣（4半期毎に4回）することで知識面や心理面のサポートを行っており、出向職員のスキルアップ等につながっている。引き続き、システム人材の育成に注力することとしたい。

エ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

(ア) コンプライアンス態勢の充実

令和5年度の実施項目や組織体制を記載したコンプライアンスプログラムの周知、新聞記事等を題材としたコンプライアンスニュースの発行、職員のコンプライアンスに対する意識や実態調査を目的としたコンプライアンスチェックの実施や外部講師による「内部通報制度・公益通報者保護制度」「LGBTQ+の諸問題」についての研修開催などにより、法令等遵守の重要性や協会職員としての社会的責任等、コンプライアンス意識の醸成に努めた。

反社案件について、取扱い金融機関、大分県警察と連携のうえ対応し、主務官庁へ報告を円滑に行った。

(イ) 危機管理態勢の充実

大分市主催の南海トラフ地震を想定した安全行動訓練「大分市シェイクアウト2023」への参加と「安否確認システム」による安否確認を実施し、被災時の初期対応の重要性を喚起した。

また、危機管理要領に基づく事務局員の任務内容の確認と机上訓練を実施し、災害対策本部員、事務局員の参集条件を見直し、危機管理要領の改正を行った。令和6年1月の能登半島地震では主要道路の寸断により、支援物資の運搬やインフラ復旧に支障が出るなど様々な復旧活

動が困難になる事例が見られた。そのため、今後も様々な影響を考慮した危機管理態勢の強化に向けた取組みを行う必要がある。

オ 広報・広聴の充実と地方創生・地域社会への貢献

(ア) 広報の充実

セキュリティの向上やスマートフォン対応とするなど使いやすさの改善に向けて8年振りにホームページの全面リニューアルを8月に実施した。リニューアルしたホームページに加え、機関誌やチラシの活用、パンフレットの作成、広告掲載により中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行うことができた。特に経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、「スタートアップ創出促進保証（SSS保証）」や「保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度等」を幅広く情報発信し利用の向上に努めた。

(イ) 広聴の充実

前年度に引き続き代表者が65歳以上の中小企業・小規模事業者を対象とした「事業継承アンケート」や保証利用企業を対象とした「中小企業金融の実態調査アンケート」を実施しており、今後も中小企業・小規模事業者からの意見を広く収集し業務に反映することで事業者に寄り添った保証対応、伴走支援が出来るようアンケートを有効に活用していく。

(ウ) 出前講座の実施

出前講座の実施については、大分大学への出前講座「ベンチャー起業論」を今年度も開催した（3年連続の開催）。ベンチャー企業の特徴や資金調達手段等に加え、信用保証協会における創業支援の事例等を説明したことにより、ベンチャー企業や中小企業者に対する理解や保証協会の認知度向上につながった。

(エ) 創業セミナーやボランティア活動を通じた地方創生支援

市町村や商工会・商工会議所が開催する創業者セミナーへの講師派遣や女性起業家支援により、個別相談を通じて金融面や事業の実現に向けたアドバイスを行うことで、起業マインドの醸成や起業の実現につながっている。募金などのボランティア活動は永年続けており、今後も社会貢献できるよう取り組んでいく。

外部評価委員会の評価（令和5年度経営計画の評価）

令和6年6月17日、大分県信用保証協会から令和5年度事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて当委員会の意見は次のとおりである。

総括

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景に景気の緩やかな持ち直しが続いた一方で、中小企業・小規模事業者においては円安を背景としたエネルギー・原材料高や人手不足といった厳しい経営環境が続く状況となった。

大分県信用保証協会では、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、大分県経営改善借換資金を中心とした既存債務の借り換え対応に取り組んだ。また、ゼロゼロ融資を中心にコロナ禍で積み上がった債務を抱える事業者等に対し、金融機関や支援機関と連携し経営改善支援に取り組んだ。これらの取組は中小企業・小規模事業者の資金繰りや経営改善を支えたものと評価できる。

こうした中、借換保証を中心に保証承諾は前年度を上回ったものの、ゼロゼロ融資の繰上償還により保証債務残高、利用企業者数は減少している。代位弁済については依然として低水準であるものの、小規模先を中心に件数が増加しており今後注視が必要である。

収支差額8億3百万円を計上し、このうち4億2百万円を収支差額変動準備金に、4億2百万円を基本準備金に繰り入れ、年度末における基本財産は170億89百万円となり着実な増強が図れている。

経済活動が平時の水準に戻りつつあるものの、エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の影響により厳しい環境が続いている中小企業・小規模事業者のために、金融機関や関係団体との連携と対話に努め、金融支援・経営支援により一層取り組むことを期待している。

保証部門について

ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借り換え需要に対して制度資金を中心とした借換保証を行い事業者の資金繰りを支えたことは評価できる。金融施策は平時の対応に戻りつつあるが、引き続き事業者の実態に即した支援を行ってほしい。

金融機関との連携については支店訪問や勉強会等に取り組んでいるものの、勉強会については件数が減少している。金融機関に対する情報提供や目線合わせは重要と考えられるので、金融機関のニーズを把握し、効果的なテーマや手法を検討することが求められる。

経営支援・期中管理部門について

借換保証等により中小企業・小規模事業者の資金繰りをつないできたが、延命しただけとならないためにも今後の経営支援が重要となってくる。実情に応じた各種支援メニューの実施、関係機関との連携に取り組んでもらいたい。特に中小企業・小規模事業者において単独で計画策定を行うノウハウを持っている先は少ないことを踏まえると、経営安定化支援事業による経営改善計画策定については重要な取組となるので注力してほしい。

事業承継支援については事業者の関心の高まりと国の施策、金融機関・保証協会の連携が相まって徐々に浸透してきており、引き続き事業承継に向けた金融支援・経営支援に取り組むことを期待する。なお、支援機関を紹介した案件については、その後の経過観察を行ってほしい。

また、不動産担保の減少や第三者保証人非徴求の流れから代位弁済以降の回収については難しくなっているため、金融機関と情報共有を図った上での期中管理の徹底が重要となる。

回収部門について

回収に関しては、4年度に比べて増加しており、管理職による進捗会議の開催など運用面を改善した効果が見られる。引き続き、債務者の現況把握や早期回収の着手により、回収の効率化・最大化に努められたい。

その他間接部門について

人材育成について、連合会研修に加えて外部講師を招いた内部研修、産学金連携コーディネーター研修等を開催しており充実が図られている。中小企業診断士の育成については挑戦しやすい環境を確保するとともにモチベーション向上につながる施策を行い、受験者の確保に努めてもらいたい。

働き方改革等の流れを踏まえると、職場環境の改善と電子化・デジタル化等による業務効率化に取り組んでいることは評価できる。今後は電子化したデータの活用等も検討してもらいたい。

コンプライアンス関係では、その時々に応じて新たなコンプライアンス問題が発生することから、その対応をどうするかは企業にとって永遠の課題となる。規程を常々アップデートすることが重要である。また、不正の芽を摘むためにはコンプライアンスの意識を組織全体に行き渡らせるという意識を持って、常に業務に目を光らせることが求められている。

令和6年7月10日

大分県信用保証協会外部評価委員会

委員長 岡村 邦彦

副委員長 小川 芳嗣

令和5年度財務報告

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	③ 基本財産	17,088,845,575
現金	0	基金	5,403,887,000
小切手	0	基金準備金	11,684,958,575
預け金	9,887,694,146	④ 制度改革促進基金	0
当座預金	0	⑤ 収支差額変動準備金	6,772,695,347
普通預金	5,784,899,695	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	1,347,121,918
定期預金	4,089,000,000	求償権償却準備金	98,928,244
郵便貯金	13,794,451	退職給与引当金	419,430,832
金銭信託	0	損失補償金	252,290,991
有価証券	18,642,413,749	保証債務	211,386,445,424
国債	793,747,554	求償権補填金	0
地方債	4,711,043,982	保険金	0
社債	13,010,292,229	損失補償補填金	0
株式	2,000,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	短期借入金	0
ファンド出資	125,329,984	収支差額変動準備金造成資金	0
譲渡性預金	0	雑勘定	4,359,550,916
その他	0	仮受金	4,427,300
動産・不動産	880,606,572	保険納付金	7,352,489
事業用不動産	823,553,870	損失補償納付金	16,214,594
事業用動産	57,052,702	⑥ 未経過保証料	4,324,126,367
所有動産・不動産	0	未払保険料	708,449
建設仮勘定	0	未払費用	6,721,717
損失補償金見返	0	有価証券未払金	0
保証債務見返	211,386,445,424		
① 求償権	435,905,342		
譲受債権	0		
雑勘定	492,244,014		
仮払金	4,396,684		
保証金	810,000		
厚生基金	21,058,000		
連合会勘定	288,000		
未収利息	31,352,514		
有価証券未収入金	0		
② 未経過保険料	434,338,816		
合計	241,725,309,247	合計	241,725,309,247

① 求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

② 未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

③ 基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出損金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】の2つから成っています。

④ 制度改革促進基金

国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るため、及び中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

⑤ 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

⑥ 未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上します。

財産目録

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	その他有価証券評価差額金	0
預け金	9,887,694,146	責任準備金	1,347,121,918
金銭信託	0	求償権償却準備金	98,928,244
有価証券	18,642,413,749	退職給与引当金	419,430,832
動産・不動産	880,606,572	損失補償金	252,290,991
損失補償金見返	0	保証債務	211,386,445,424
保証債務見返	211,386,445,424	求償権補填金	0
求償権	435,905,342	借入金	0
譲受債権	0	雑勘定	4,359,550,916
雑勘定	492,244,014		
合計	241,725,309,247	合計	217,863,768,325
		正味財産	23,861,540,922

収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：円)

科目	金額
経常収入	2,423,584,369
① 保証料	1,596,091,799
預け金利息	3,355,117
有価証券利息・配当金	132,813,350
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	9,994,930
事務補助金	573,125,957
② 責任共有負担金	102,397,000
雑収入	5,806,216
経常支出	1,684,413,504
業務費	641,754,655
役職員給与	288,251,253
退職給与引当金繰入	28,726,251
その他人件費	127,029,293
旅費	3,602,989
事務費	89,703,619
賃借料	3,988,000
動産・不動産償却	32,195,581
信用調査費	4,023,420
債権管理費	8,932,400
指導普及費	36,976,424
負担金	18,325,425
借入金利息	0
③ 信用保険料	1,042,258,849
④ 責任共有負担金納付金	0
雑支出	400,000
経常収支差額	739,170,865
経常外収入	3,035,073,180
償却求償権回収金	35,540,813
責任準備金戻入	1,546,184,073
求償権償却準備金戻入	78,953,213
求償権補填金戻入(保険金)	(1,239,184,940)
(損失補償補填金)	(123,909,139)
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	11,301,002
経常外支出	2,970,809,394
⑤ 求償権償却	1,517,382,361
譲受債権償却	0
雑勘定償却	507,985
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
⑥ 責任準備金繰入	1,347,121,918
⑦ 求償権償却準備金繰入	98,928,244
その他支出	6,868,886
経常外収支差額	64,263,786
制度改革促進基金取崩額	0
⑧ 収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	803,434,651
収支差額変動準備金繰入額	401,700,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	401,734,651

①保証料

決算上の保証料は受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されます。

②責任共有負担金

責任共有制度にて負担金方式を選択した金融機関より受領した負担金です。金融機関毎の平均保証債務残高に対する代位弁済率にて算出されま

③信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

④責任共有負担金納付金

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合(平均填補率)に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

⑤求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

⑥責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

⑦求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

⑧収支差額変動準備金取崩額

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に、貸借対照表貸方に積立てている収支差額変動準備金を取崩すことで、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

第7次中期事業計画

当協会では、平成18年度から3か年毎に中期事業計画を策定しています。第6次計画は令和5年度で満了するため、第7次計画として令和6年度から令和8年度までの中期事業計画を策定しました。また、中期事業計画の内容を踏まえて令和6年度経営計画を策定しました。

中期事業計画の策定にあたっては、県内中小企業者の経営環境を踏まえた上で、ポストコロナに向け協会の果たすべき役割を勘案し、経営改善や再生支援等の強化を図る内容としています。

本計画に基づき中小企業者支援に取り組んでまいります。

第7次中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

1 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えています。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は力強さに欠いています。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が低い水準で推移しているという課題もあります。

大分県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景にして、個人消費は緩やかに回復しており、また、国内外の観光客はコロナ前の水準に回復するなど観光も回復しています。一方、円安を背景としたエネルギー・原材料高や人手不足といった経営課題を抱える事業者も散見されるほか、企業倒産についてはコロナ禍の各種支援により抑制されてきたものの件数ベースでは増加が見られます。

今後については海外経済やエネルギー・原材料価格の動向等が、家計の消費マインド及び企業の収益動向・資金調達環境・経営行動に与える影響などを注視していく必要があります。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の中小企業・小規模事業者は、県内景気の回復により経営状態が改善している先も多く、資金繰りの不安感が治まってきています。一方でエネルギー・原材料高や人手不足等により引き続き厳しい経営環境に晒されている中小

企業は少なくありません。業績回復が遅れている企業では積み上がった債務に見合う収益を確保できず、借換や条件変更により返済の見直しを行った先もあったほか、休業業・解散や倒産に至るケースも増えてきています。

2 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、信用保証業務や経営支援業務を通じて、経営努力をひたむきに続ける中小企業・小規模事業者の成長・発展・経営改善・事業再生の支援に全力で取り組みます。中小企業・小規模事業者における創業から事業承継まで多様なライフステージに応じた多様な資金需要に対応することが求められており、特にコロナ禍で積み上がった過剰債務に苦しむ企業に対しては従来からの柔軟な資金繰り支援や経営改善・再生支援に加えて、一歩先を見据えた早めの経営支援に取り組む必要があります。

このため、中小企業・小規模事業者への企業訪問等により対話を図り、円滑な金融支援を行うとともに業況把握と課題解決への取組に努めます。また、専門家派遣や経営安定化支援事業等経営支援メニューの充実を図りつつ、効果的な経営支援に向けた効果検証にも取り組みます。加えて、金融機関や商工会議所・商工会・中小企業団体中央会(以下、「商工団体」という。)、大分県中小企業活性化協議会、大分県事業承継・引継ぎ支援センター等支援機関(以下、「支援機関」という。)と連携の更なる強化を図り各々の機能、強みを効果的に組み合わせ、金融支援・経営支援に繋げていきます。

さらには、これらの業務を適切に遂行するため人材育成やDX推進等を通じて協会自身の経営基盤の強化にも努め、コンプライアンス態勢の充実を図ります。

(1) 中小企業・小規模事業者の成長・発展に向けた支援

ア 中小企業・小規模事業者への資金繰りや経営課題等への支援

企業訪問等による「対話」や金融機関との情報交換等を通じて、中小企業・小規模事業者の経営状況や経営課題を把握し必要な資金繰りや経営課題等への支援に繋がります。また、「地域経済の活性化」と「地方創生」に重要となる創業者への支援に努めます。

イ 金融機関や商工団体、支援機関との連携強化

信頼される信用保証協会として中小企業・小

規模事業者の成長・発展・継続に向けた「ハブ機能」を担うために、金融機関や商工団体、支援機関と連携強化を図ります。

ウ 経営者保証に依存しない融資慣行の推進

令和4年12月に政府が策定した「経営者保証改革プログラム」や令和5年8月に公表された「挑戦する中小企業応援パッケージ」で示された「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」を推進するため、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度等を推進するとともに「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着を図ります。

(2) 中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生に向けた支援【経営支援・期中管理】

ア 中小企業・小規模事業者への経営改善、事業再生、事業承継支援

中小企業・小規模事業者の外部環境の変化による業績悪化などライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営改善・事業再生・事業承継の支援に取り組めます。

信用保証協会の業務として位置付けられている経営支援について、地域の中小企業・小規模事業者、金融機関や支援機関などの関係機関の状況を踏まえながら、創意工夫のもと効果的な経営支援を行うために効果検証を行います。

また、延滞債権等の増加に備え、期中管理の徹底を図ります。

〈定量的な効果検証〉

- 対象：国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」により経営改善計画策定及び生産性向上支援を実施した先
- 指標：ローカルベンチマークの主要6指数、CRDスコア及び借入金増減比のうちの3項目を実施先ごとに選定
- 目標：3年後に改善又は現状維持（比率換算で95%以上）となった先が実施全体数の65%以上（3か年共通）

(3) 中小企業・小規模事業者等の実情に応じた回収の取組

ア 回収促進の取組

求償権の回収は、代位弁済からの時間経過により回収率が大きく低下する傾向があるため、改めて初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図るとともに、資産・収入などの実

情を踏まえながら、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。

また、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

(4) 協会の役割を果たすための経営基盤の充実

ア 人材育成の充実

信用保証協会に期待される役割は、中小企業・小規模事業者の創業支援から、資金繰り支援、経営改善・再生支援まで幅広いものとなっています。これらの業務に的確に対応するため、当協会の有する人的資源を有効に活用するとともに人材の育成に取り組めます。

イ DXの推進と業務環境の整備

コロナ禍においての様々な経験から、DX推進の必要性が加速しており、保証協会電子受付システムの利用推進等により中小企業・小規模事業者や金融機関の利便性向上を図るとともに、業務書類の電子化等を通じて協会業務の効率化に取り組めます。

さらに、安定的な業務遂行のため職場環境を整備し、職場内の課題解決に取り組めます。

ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

近年の社会におけるコンプライアンスの要請は単なる法令遵守に留まらず、より高いレベルを求められていることを踏まえ、引き続きコンプライアンス態勢の充実に取り組めます。また、自然災害が頻発する中、南海トラフ大地震も懸念されることから、危機管理態勢の充実を図ります。

エ 広報・広聴の充実

協会における資金繰り支援や経営支援を幅広く利用してもらうためには、協会の取組や制度融資などを分かりやすく広報することに加え、協会の認知度向上を図る必要があります。また、中小企業者や金融機関のニーズを把握し、より利用しやすい協会にしていくために広聴も重要となることから、広報・広聴の充実を図ります。

令和6年度 経営計画

I. 経営方針

1 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えています。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は力強さに欠けています。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が低い水準で推移しているという課題もあります。

大分県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景にして、個人消費は緩やかに回復しており、また、国内外の観光客はコロナ前の水準に回復するなど観光も回復しています。一方、円安を背景としたエネルギー・原材料高や人手不足といった経営課題を抱える事業者も散見されるほか、企業倒産についてはコロナ禍の手厚い支援により抑制されてきたものの件数ベースでは増加が見られます。

今後については海外経済やエネルギー・原材料価格の動向等が、家計の消費マインド及び企業の収益動向・資金調達環境・経営行動に与える影響などを注視していく必要があります。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の中小企業・小規模事業者は、県内景気の回復により経営状態が改善している先も多く、資金繰りの不安感が治まってきています。一方でエネルギー・原材料高や人手不足等により引き続き厳しい経営環境に晒されている中小企業は少なくありません。業績回復が遅れている企業では積み上がった債務に見合う収益を確保できず、借換や条件変更により返済の見直しを行った先もあったほか、事業の先行きを検討した結果、休業・解散や倒産に至るケースも増えてきています。

2 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、信用保証業務や経営支援業務を通じて、経営努力をひたむきに続ける中小企業・小規模事業者の成長・発展・経営改善・事業再生の支

援に全力で取り組みます。

中小企業・小規模事業者における創業から事業承継まで多様なライフステージに応じた多様な資金需要に対応することが求められており、特にコロナ禍で積み上がった過剰債務に苦しむ企業に対しては従来からの柔軟な資金繰り支援や経営改善・再生支援に加えて、一步先を見据えた早めの経営支援に取り組む必要があります。

このため、中小企業・小規模事業者への企業訪問等により対話を図り、円滑な金融支援を行うとともに業況把握と課題解決への取組に努めます。また、専門家派遣や経営安定化支援事業等経営支援メニューの充実を図りつつ、効果的な経営支援に向けた効果検証にも取り組みます。加えて、金融機関や商工会議所・商工会・中小企業団体中央会（以下、「商工団体」といいます。）大分県中小企業活性化協議会、大分県事業承継・引継ぎ支援センター等支援機関（以下、「支援機関」といいます。）と連携の更なる強化を図り各々の機能、強みを効果的に組み合わせ、金融支援・経営支援に繋がります。

さらには、これらの業務を適切に遂行するため人材育成やDX推進等を通じて協会自身の経営基盤の強化にも努め、コンプライアンス態勢の充実を図ります。

II. 重点課題

1. 保証部門

ア 中小企業・小規模事業者への資金繰りや経営課題等への支援

企業訪問による「対話」や金融機関との情報交換を通じて、中小企業・小規模事業者の経営状況や経営課題を把握し必要な資金繰りや経営課題等への支援に繋がります。また、「地域経済の活性化」と「地方創生」に重要となる創業者への支援に努めます。

イ 金融機関や商工団体、支援機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の成長・発展・継続に向けては、信頼される信用保証協会として、金融機関や商工団体、支援機関をつなぐハブ機能を担うことが重要となるため、関係機関への訪問や意見交換会等を通じて連携強化を図ります。

ウ 経営者保証に依存しない融資慣行の推進

令和4年12月に政府が策定した「経営者保証改革プログラム」や令和5年8月に公表された「挑戦する中小企業応援パッケージ」で示された「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」

を推進するため、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度等を推進するとともに「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着を図ります。

2. 経営支援・期中管理部門

ア 中小企業・小規模事業者の経営改善、事業再生、事業承継支援

中小企業・小規模事業者の外部環境の変化による業績悪化などライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営改善・事業再生・事業承継の支援に取り組めます。

信用保証協会の業務として位置付けられている経営支援について、地域の中小企業・小規模事業者、金融機関や支援機関などの関係機関の状況を踏まえながら、創意工夫のもと効果的な経営支援を行うために効果検証を行います。

また、延滞債権等の増加に備え、期中管理の徹底を図ります。

〈定量的な効果検証〉

- 対象：国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」により経営改善計画策定や生産性向上支援を実施した先
- 指標：ローカルベンチマークの主要6指数、CRDスコア及び借入金増減比のうちの3項目を実施先ごとに選定
- 目標：3年後に改善又は現状維持（比率換算で95%以上）となった先が実施全体数の65%以上

3. 回収部門

(1) 現状認識

ア 回収促進の取組

求償権の回収は、代位弁済からの時間経過により回収率が大きく低下する傾向があるため、改めて初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図るとともに、資産・収入などの実情を踏まえながら、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。

また、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めていきます。

4. その他間接部門

ア 人材育成の充実

信用保証協会に期待される役割は、中小企業・小規模事業者の創業支援から、資金繰り支援、経営改善・再生支援まで幅広いものとなっています。これらの業務に的確に対応するため、当協会の有する人的資源を有効に活用するとともに人材の育成に取り組めます。

イ DX推進と業務環境の整備

コロナ禍においての様々な経験から、DX推進の必要性が加速しており、保証協会電子受付システムの利用推進等により顧客の利便性向上を図るとともに、業務書類の電子化、事務処理のデジタル化等を通じて協会業務の効率化に取り組めます。

また、安全・安定的な業務遂行のため職場環境を整備し、職場内の課題解決に取り組めます。

ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

近年の社会におけるコンプライアンスの要請は単なる法令遵守に留まらず、より高いレベルを求められていることを踏まえ、引き続きコンプライアンス態勢の充実に取り組む必要があります。また、自然災害が頻発する中、南海トラフ大地震も懸念されることから、危機管理態勢の充実に取り組めます。

エ 広報・広聴の充実

協会における資金繰り支援や経営支援を幅広く利用してもらうためには、協会の取組や制度融資などを分かりやすく広報することに加え、協会の認知度向上を図る必要があります。また、中小企業者や金融機関のニーズを把握し、より利用しやすい協会にしていくために広聴も重要となることから、広報・広聴の充実を図ります。

Ⅲ. 保証承諾等主要計画

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和6年度計画		
		金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾		60,000	113.2	107.1
保証債務残高		190,000	85.8	90.5
代位弁済		3,500	70.0	214.5
実際回収		350	100.0	89.7

信用保証の動向（令和5年度末）

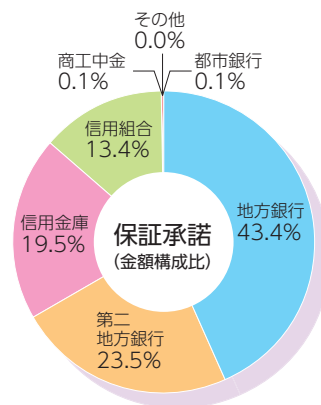
○ 金融機関別

（※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。）

● 保証承諾

（単位：件、千円、%）

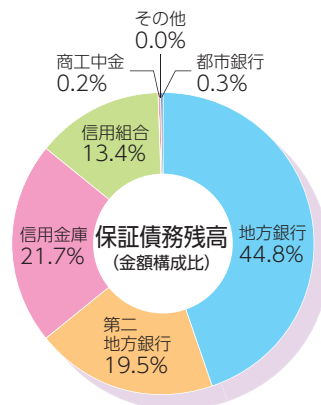
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
都 市 銀 行	4	74,700	46.5	0.1
地 方 銀 行	1,973	24,772,755	119.6	43.4
第二地方銀行	1,413	13,439,502	115.1	23.5
信 用 金 庫	1,208	11,105,306	99.4	19.5
信 用 組 合	613	7,632,761	145.7	13.4
商 工 中 金	4	50,705	999.7	0.1
そ の 他	0	0	-	0.0
合 計	5,215	57,075,730	116.4	100.0



● 保証債務残高

（単位：件、千円、%）

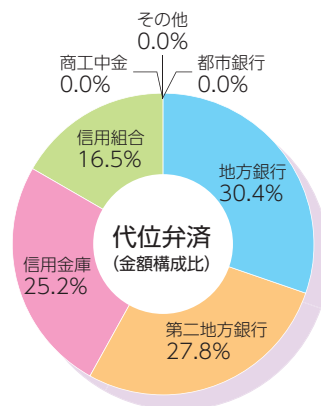
区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
都 市 銀 行	29	551,473	81.9	0.3
地 方 銀 行	8,840	94,775,444	83.1	44.8
第二地方銀行	4,784	41,302,148	91.6	19.5
信 用 金 庫	6,906	45,957,637	87.5	21.7
信 用 組 合	3,752	28,410,634	86.8	13.4
商 工 中 金	33	341,869	84.6	0.2
そ の 他	1	47,240	94.5	0.0
合 計	24,345	211,386,445	86.1	100.0



● 代位弁済

（単位：件、千円、%）

区 分	件 数	金 額	前年比	構成比
都 市 銀 行	0	0	0.0	0.0
地 方 銀 行	63	492,184	116.2	30.4
第二地方銀行	87	449,625	85.4	27.8
信 用 金 庫	79	407,569	102.2	25.2
信 用 組 合	39	267,220	134.0	16.5
商 工 中 金	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0.0	0.0
合 計	268	1,616,598	103.0	100.0

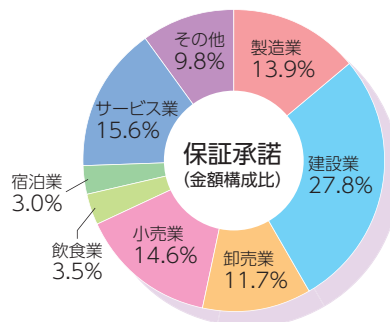


○ 業種別

● 保証承諾

(単位：件、千円、%)

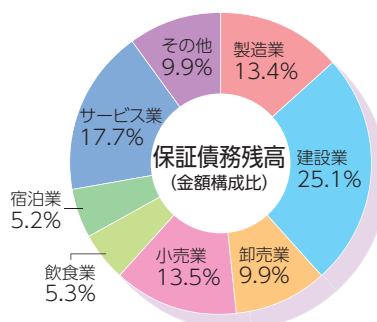
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	654	7,947,434	138.7	13.9
建設業	1,525	15,868,585	114.0	27.8
卸売業	455	6,705,443	132.9	11.7
小売業	820	8,356,458	102.8	14.6
飲食業	314	1,969,887	99.1	3.5
宿泊業	102	1,736,119	155.4	3.0
サービス業	947	8,896,535	104.7	15.6
その他	398	5,595,268	121.9	9.8
合計	5,215	57,075,730	116.4	100.0



● 保証債務残高

(単位：件、千円、%)

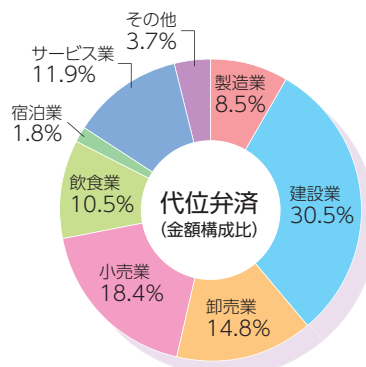
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	2,878	28,225,801	85.7	13.4
建設業	6,116	53,086,408	84.8	25.1
卸売業	1,765	20,964,689	80.7	9.9
小売業	3,779	28,540,006	87.5	13.5
飲食業	2,401	11,184,912	88.4	5.3
宿泊業	606	10,991,346	94.5	5.2
サービス業	4,811	37,387,324	86.7	17.7
その他	1,989	21,005,960	87.6	9.9
合計	24,345	211,386,445	86.1	100.0



● 代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	18	136,822	38.3	8.5
建設業	82	492,424	162.3	30.5
卸売業	24	239,131	204.1	14.8
小売業	43	296,921	81.7	18.4
飲食業	42	169,854	107.2	10.5
宿泊業	2	28,596	36.6	1.8
サービス業	44	192,934	110.3	11.9
その他	13	59,917	341.0	3.7
合計	268	1,616,598	103.0	100.0

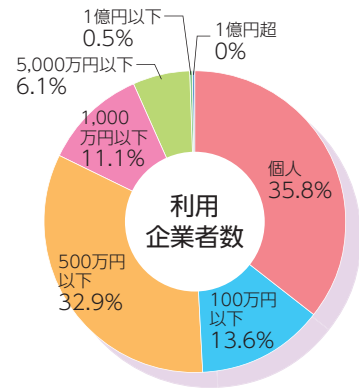


○ 資本金別

● 利用企業者数

(単位：企業、%)

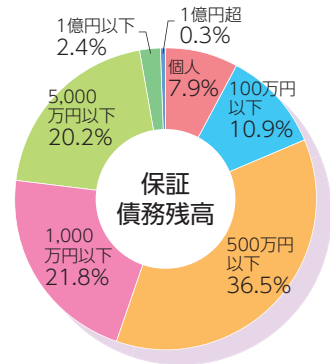
	企業者数	前年比	構成比
個人	5,405	82.9	35.8
100万円以下	2,060	97.1	13.6
500万円以下	4,973	89.4	32.9
1,000万円以下	1,669	86.1	11.1
5,000万円以下	916	84.0	6.1
1億円以下	71	85.5	0.5
1億円超	9	112.5	0
合計	15,103	87.2	100.0



● 保証債務残高

(単位：千円、%)

	金額	前年比	構成比
個人	16,645,449	84.4	7.9
100万円以下	22,961,536	92.9	10.9
500万円以下	77,258,187	88.3	36.5
1,000万円以下	46,179,371	81.9	21.8
5,000万円以下	42,662,410	83.5	20.2
1億円以下	5,050,270	89.8	2.4
1億円超	629,222	118.4	0.3
合計	211,386,445	86.1	100.0

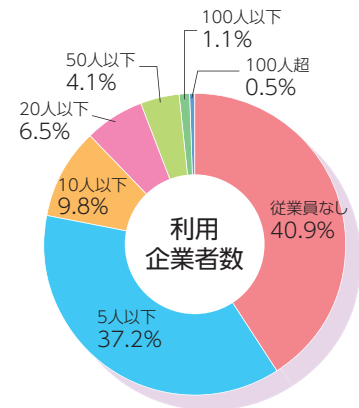


○ 従業員数別

● 利用企業者数

(単位：企業、%)

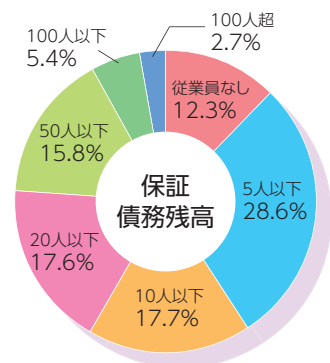
	企業者数	前年比	構成比
従業員なし	6,178	84.4	40.9
5人以下	5,613	90.5	37.2
10人以下	1,487	88.5	9.8
20人以下	975	89.4	6.5
50人以下	612	82.0	4.1
100人以下	165	84.6	1.1
100人超	73	81.1	0.5
合計	15,103	87.2	100.0



● 保証債務残高

(単位：千円、%)

	金額	前年比	構成比
従業員なし	25,927,837	90.0	12.3
5人以下	60,474,515	89.0	28.6
10人以下	37,321,157	85.7	17.7
20人以下	37,239,526	84.8	17.6
50人以下	33,456,513	80.8	15.8
100人以下	11,324,493	87.3	5.4
100人超	5,642,406	82.7	2.7
合計	211,386,445	86.1	100.0

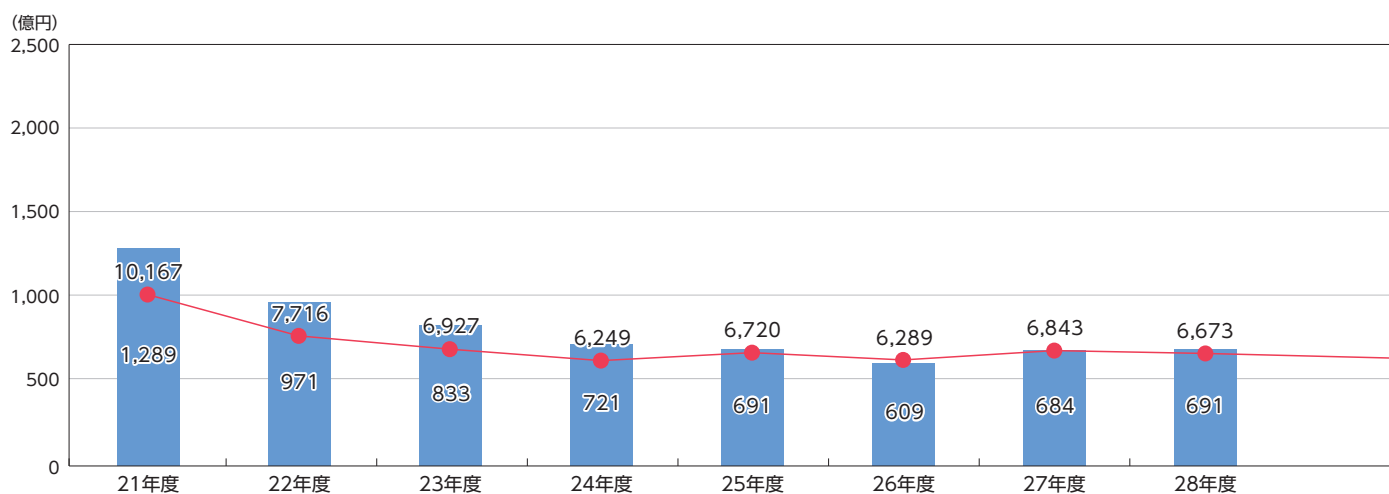


○ 令和5年度信用保証業務の状況【市町村別】

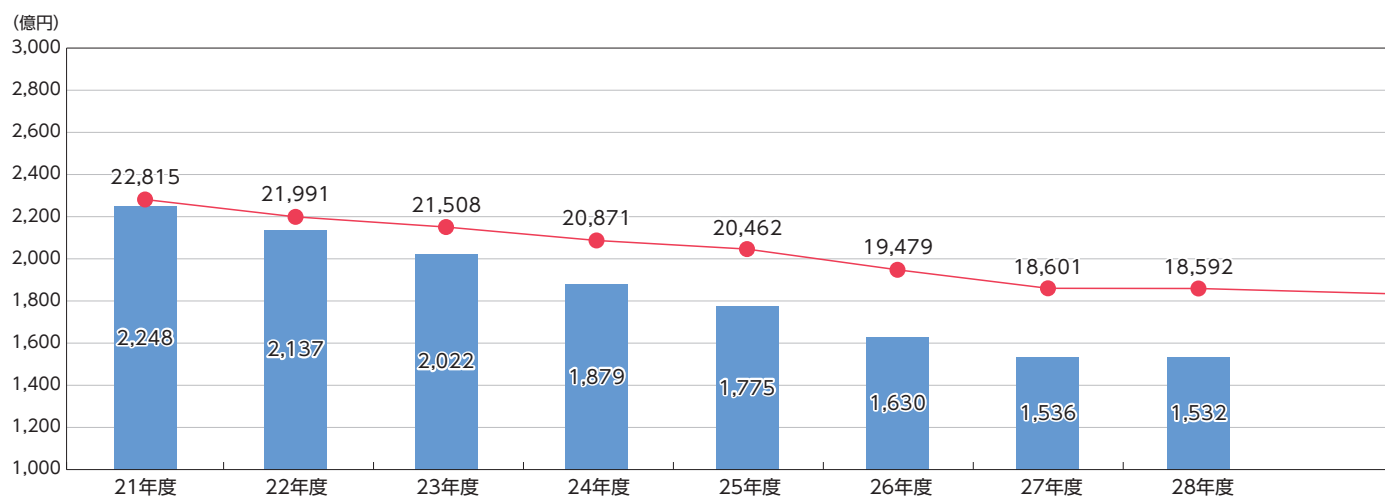
(単位：千円・%)

区 分	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)			
	3月 末				3月 末				3月 末			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
大 分 市	2,313	23,714,186	95.3	41.5	10,484	90,066,050	85.4	42.6	128	776,490	109.1	48.0
別 府 市	452	4,991,152	132.0	8.7	2,340	24,134,909	87.5	11.4	22	102,426	59.5	6.3
中 津 市	366	5,261,939	168.2	9.2	1,740	16,126,645	84.0	7.6	26	117,686	57.1	7.3
日 田 市	469	4,604,196	159.2	8.1	1,760	14,079,713	84.8	6.7	19	156,528	72.5	9.7
佐 伯 市	357	3,897,246	141.9	6.8	1,580	12,730,949	82.9	6.0	14	78,275	152.4	4.8
臼 杵 市	184	2,646,690	130.2	4.6	793	7,019,288	86.2	3.3	13	149,374	393.1	9.2
津 久 見 市	80	723,120	94.9	1.3	324	2,658,298	89.5	1.3	1	3,486	10.4	0.2
竹 田 市	109	1,418,949	116.9	2.5	460	4,291,144	94.9	2.0	4	19,971	283.4	1.2
豊後高田市	82	1,274,932	148.4	2.2	418	3,767,551	91.6	1.8	3	4,569	95.2	0.3
杵 築 市	112	1,152,891	171.6	2.0	454	4,360,579	91.2	2.1	2	49,653	1115.3	3.1
宇 佐 市	198	2,274,228	127.3	4.0	1,230	8,990,358	88.0	4.3	5	36,578	77.8	2.3
豊後大野市	118	1,139,993	132.2	2.0	535	4,262,874	85.6	2.0				
由 布 市	109	1,162,366	76.1	2.0	846	8,076,915	88.8	3.8	8	22,585	263.3	1.4
国 東 市	62	547,158	111.2	1.0	419	2,956,959	85.5	1.4	9	38,430	95.9	2.4
東国東郡 姫島村	1	300	-	0.0	7	37,740	86.6	0.0				
速見郡 日出町	85	972,125	130.6	1.7	394	3,512,153	88.5	1.7	6	26,097	-	1.6
玖珠郡 九重町	44	550,392	326.4	1.0	213	2,003,013	91.7	0.9	3	22,020	658.3	1.4
玖珠郡 玖珠町	74	743,867	158.7	1.3	348	2,311,307	83.8	1.1	5	12,430	49.5	0.8
合 計	5,215	57,075,730	116.4	100.0	24,345	211,386,445	86.1	100.0	268	1,616,598	103.0	100.0

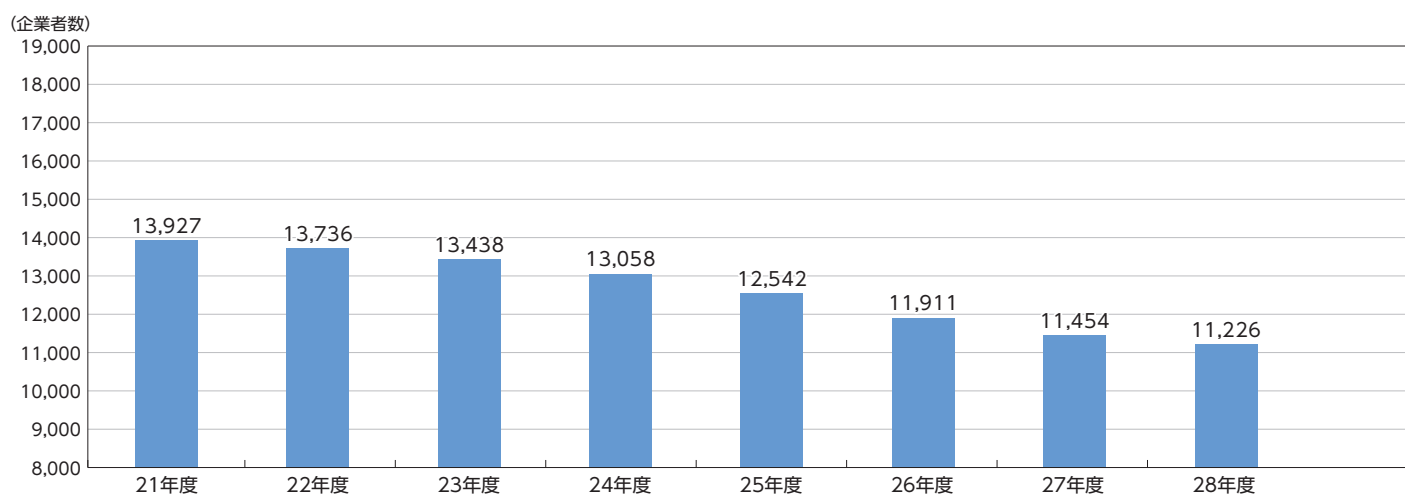
○ 保証承諾の推移

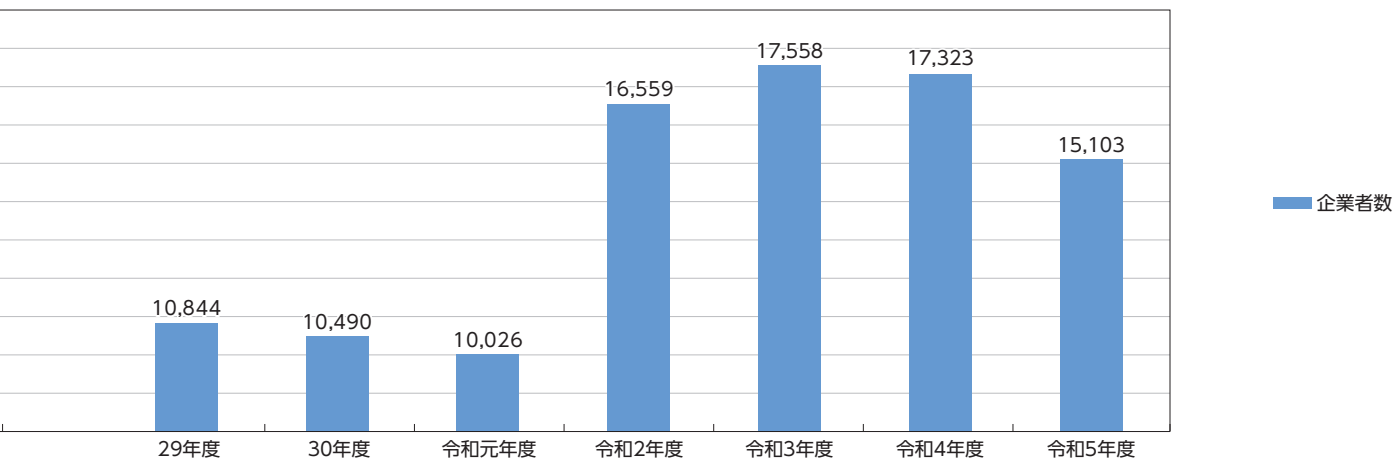
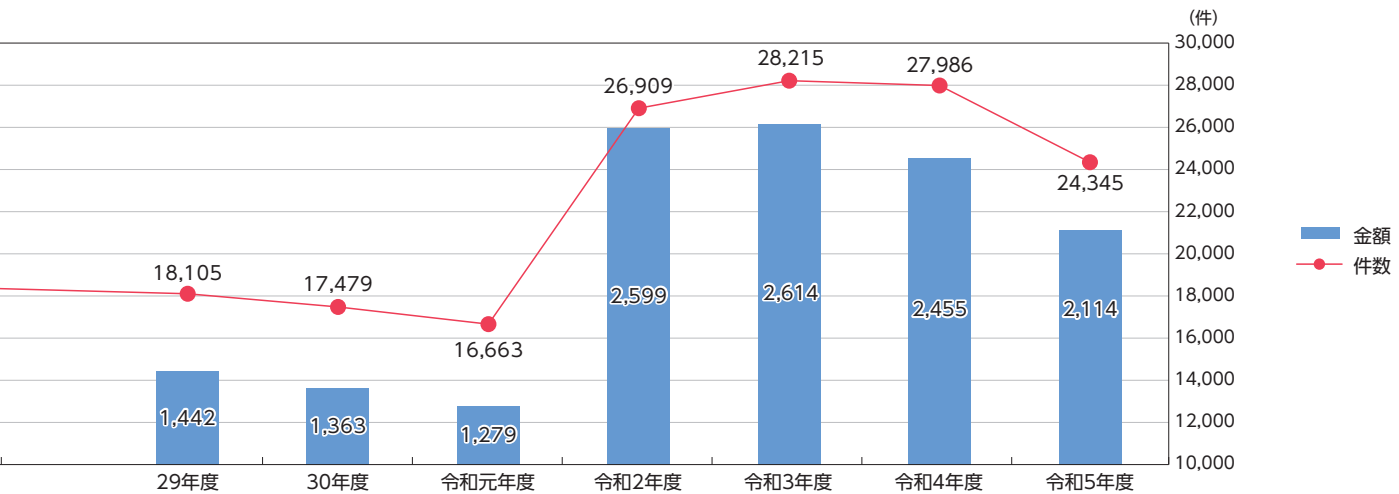
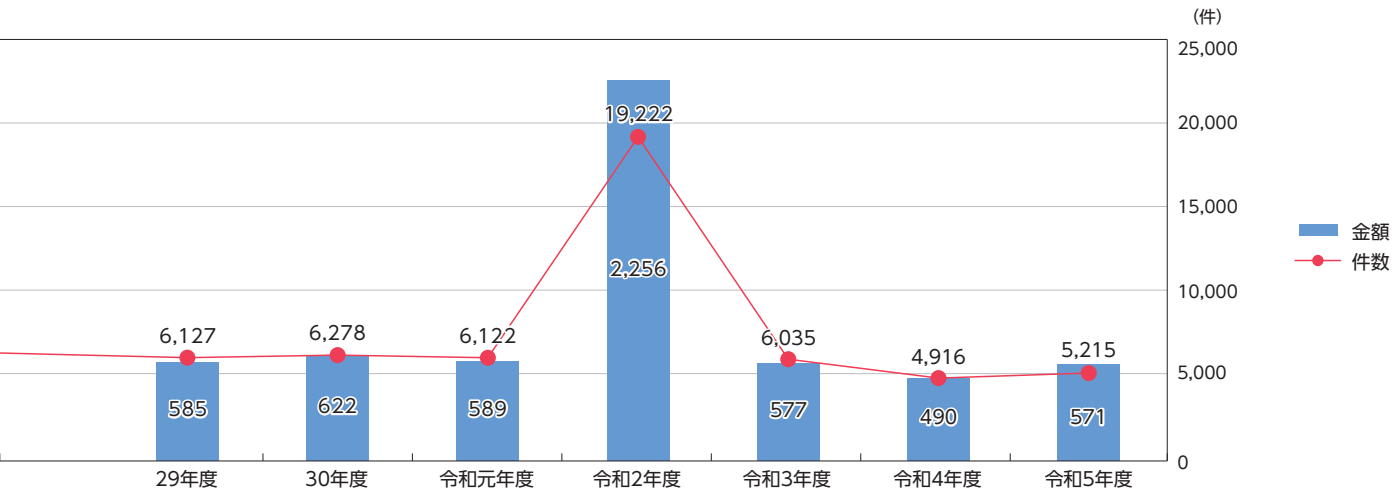


○ 保証債務残高の推移

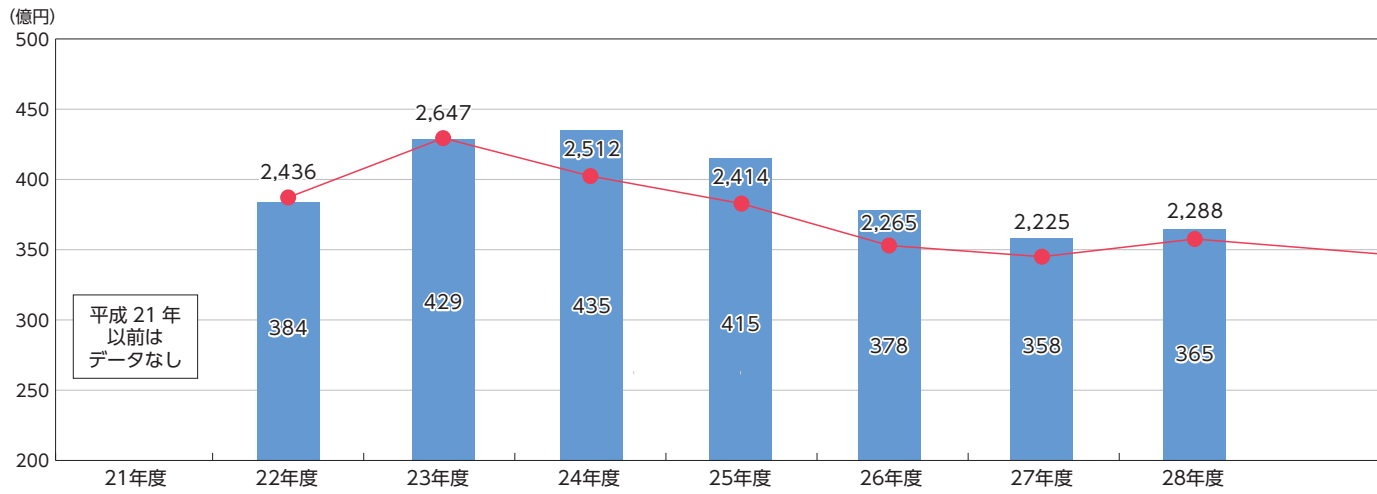


○ 利用企業者数の推移

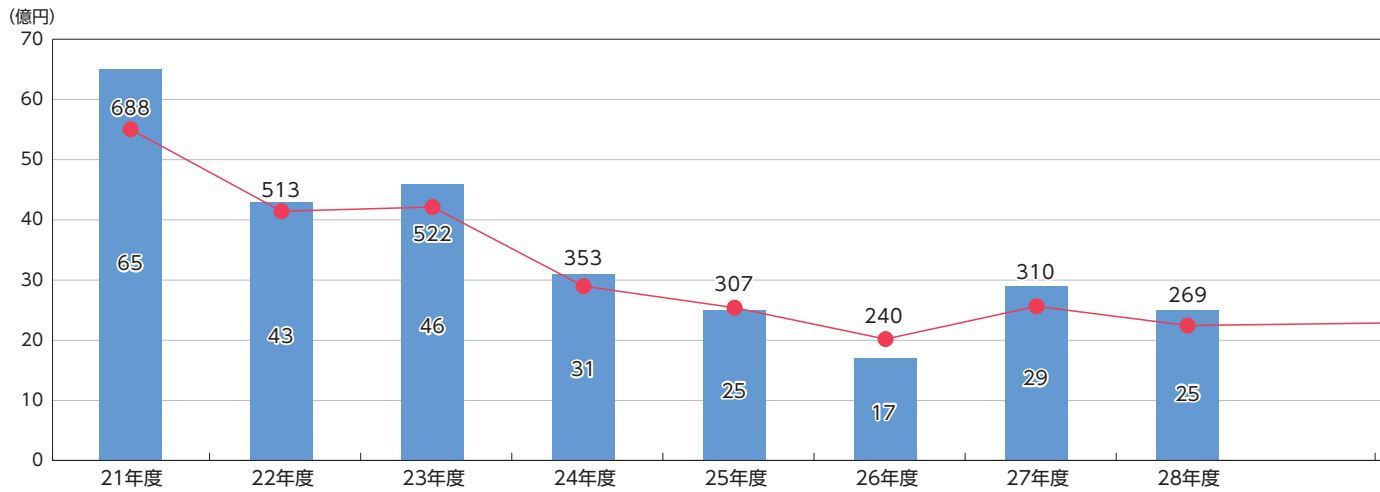




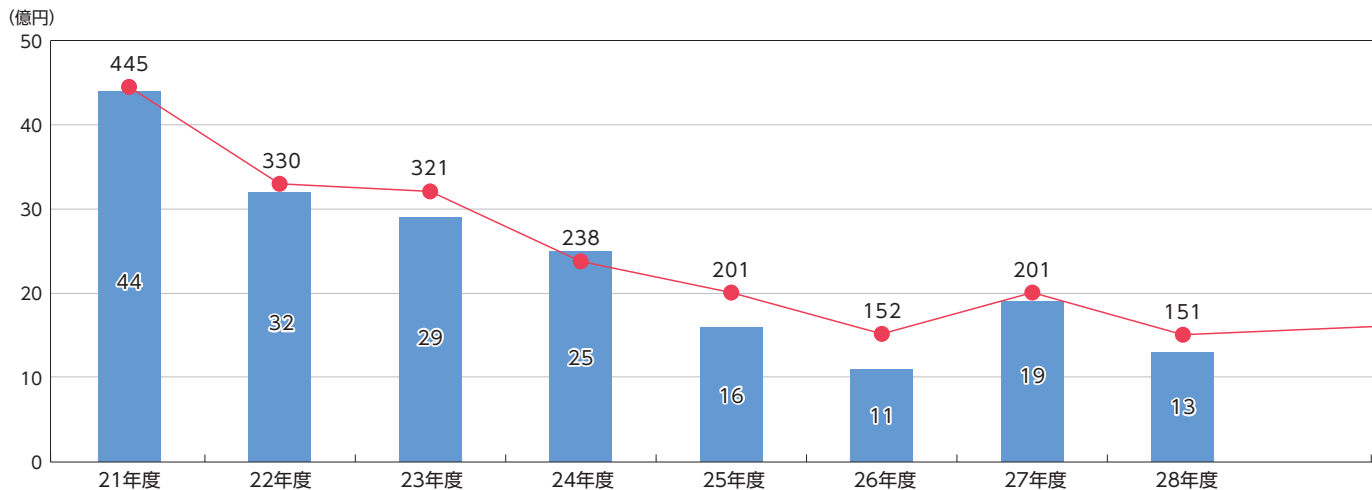
○ 条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）

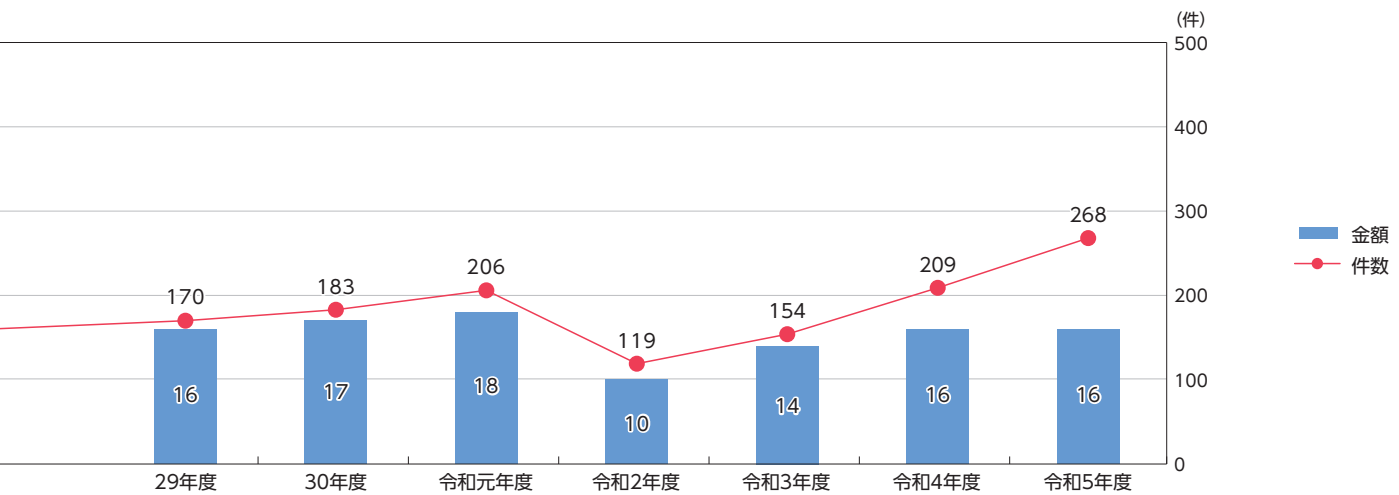
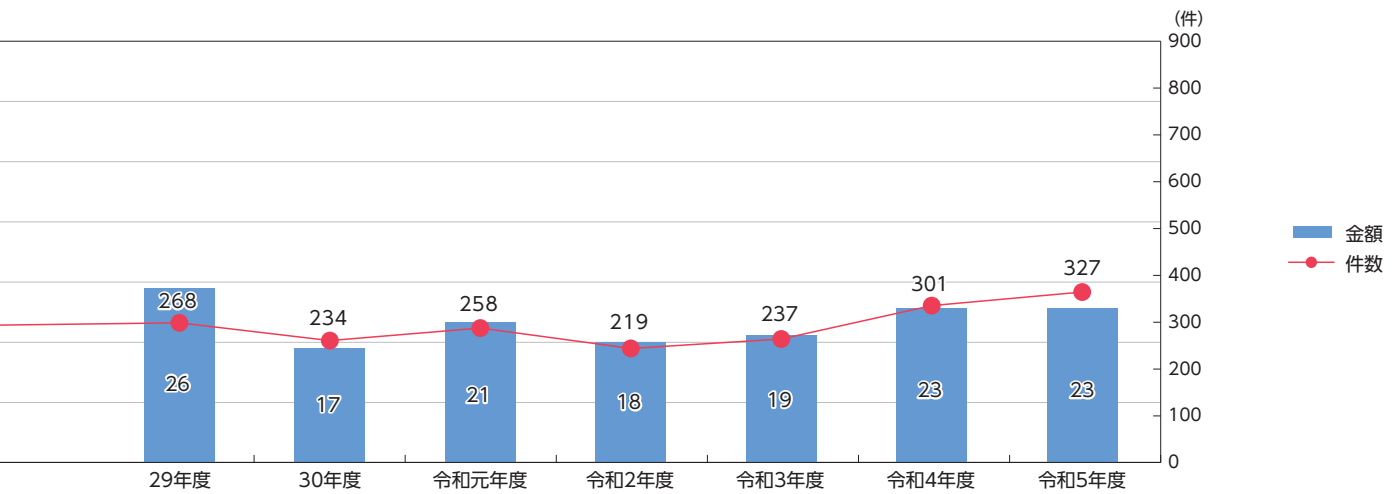
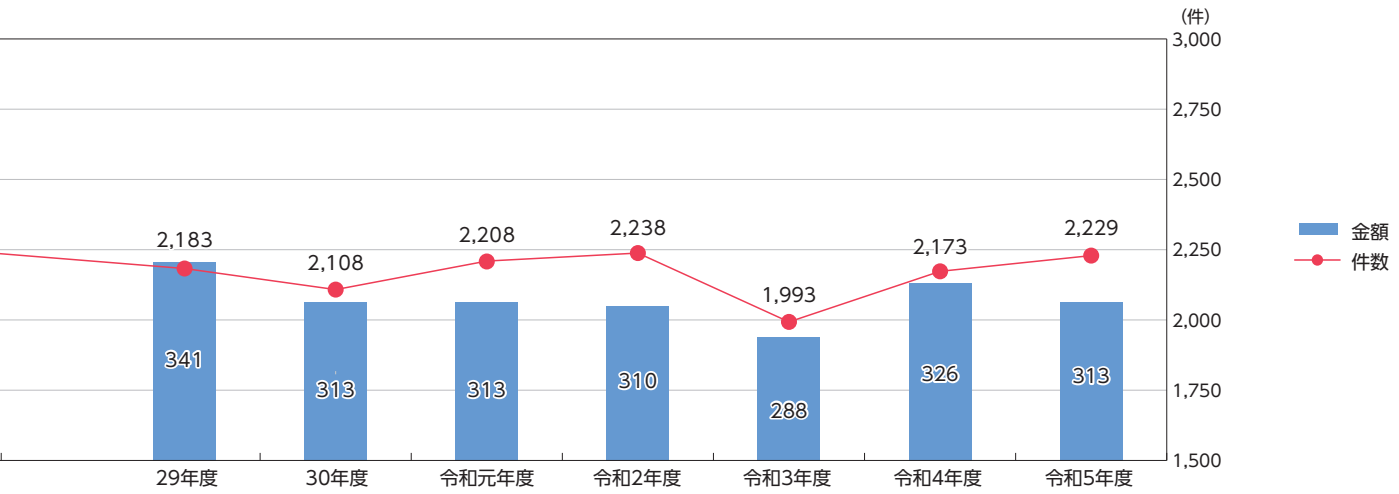


○ 事故報告受付の推移



○ 代位弁済の推移





責任共有制度について

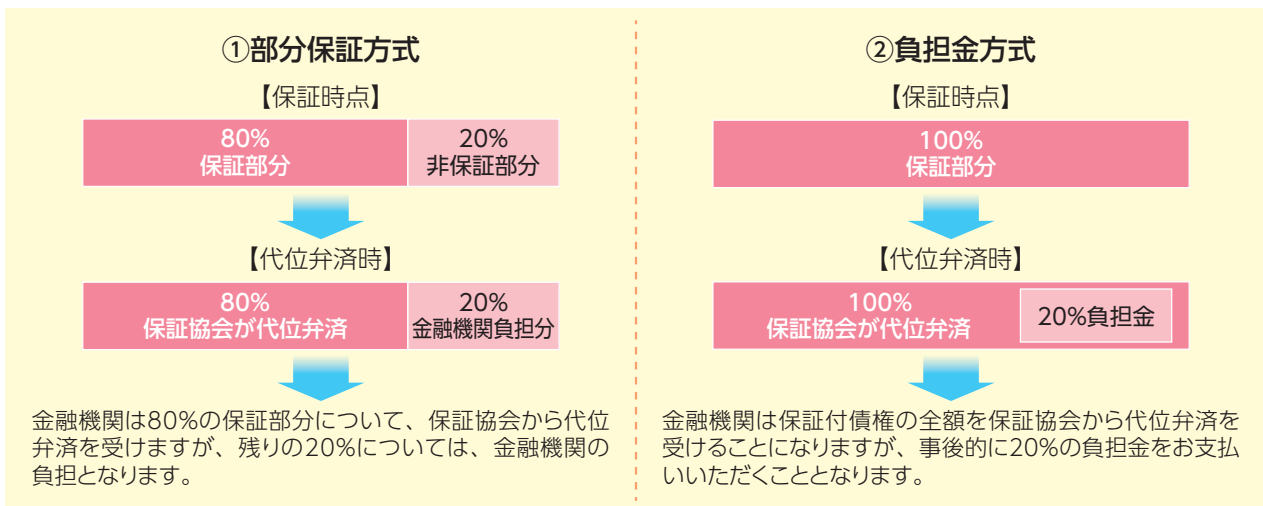
● 制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

● 制度の概要

- ①信用保証協会の保証付き融資については、原則として信用保証協会と金融機関が適切に責任を共有することにより、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援等の適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。
- ②金融機関は「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）または「負担金方式」（金融機関の過去の保証利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。



(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

● 責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人を除く）
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～4号、6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証
10. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型（保証割合が100%の保証又はセーフティネット5号に係る保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る））
12. 危機関連保証
13. 伴走支援型特別保証制度に係る保証（セーフティネット4号に係る保証を除く（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換える場合に限る））

信用保証のご利用について

保証をご利用いただける方

● 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

● 区域

次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。

(1)個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの

(2)法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

(注) 制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

● 企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人またはNPO法人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

*個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります（NPO法人を除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

● 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用

になります。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く））、性風俗関連特殊営業、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

● その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

保証の内容

● 保証の最高限度額

法 人 ・ 個 人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

*上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

● 保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内（P50～55）をご覧ください。

● 資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

● 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者などは連帯保証人になっていただく場合があります。

● 担保

必要に応じ、不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

経営者保証に関する取扱いについて

● 経営者保証とは

「経営者保証」とは中小企業者が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が法人の連帯保証人となることです。信用保証の利用の際、「経営者保証」が必要となる場合があります。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されています。

当協会においては、経営者保証に関しガイドラインの趣旨や内容を尊重し、適切な対応に努めています。

● 経営者保証を不要とする取扱い

・金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金融機関連携型	①申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ②「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

・経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり 令和6年3月15日から開始）

信用保証協会では、次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げ（0.25%または0.45%）を条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ①直近の決算において債務超過でない。
 - ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については当協会までお問い合わせください。

信用保証料について

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆様には、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補償、経費等、信用補完制度の運用上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

●信用保証料率の体系について

信用保証料率は、中小企業の皆様の財務状況等に応じ、9段階に区分されたリスク考慮型保証料率体系を導入しています。例外として、セーフティネット保証や創業関連保証など、一部の保証制度には一律の保証料率を適用します。

(単位：%)

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (0.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注1) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証などの根保証が該当します。

注2) 大分県制度融資などは、上記保証料率より低く設定されています。

●信用保証料率区分の決定について

信用保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

●信用保証料率の割引又は割増について

上記にて説明した信用保証料率より、さらに下記のような割引又は割増があります。

No	割引・割増要件	具体的基準	割引・割増幅
①	会計参与設置会社の割引	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（登記事項証明書等）の提出を受けた場合	▲0.1%
②	有担保保証の割引	有担保（物的担保）扱いにて保証した場合（セーフティネット認定時及び一部制度を除く）	▲0.1%
③	事業者選択型経営者保証非提供制度要綱による割増	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用して経営者保証を提供しない場合	+0.25% 又は +0.45%

●信用保証料の計算方法について

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

〈一括返済の場合〉

信用保証料 = 借入金額 × 保証期間（月） × 保証料率（%） × 1 / 12

〈分割返済の場合〉

信用保証料 = 借入金額 × 保証期間（月） × 保証料率（%） × 1 / 12 × 分割返済回数別係数

分割返済回数別係数表

返済回数別区分	係 数	
	均等分割返済	不均等分割返済
2回～6回	0.70	0.77
7回～12回	0.65	0.72
13回～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

保証制度一覽

【大分県信用保証協会の制度資金】

(令和6年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
普通保証		一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (表1)	○
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象: 80%保証 その他 責任共有対象外: 100%保証)		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	2,000万円	運転 設備	7年		責任共有対象 0.73 責任共有対象外 0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外 : 100%保証)		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)		0.50~2.20 (表2)	○
当座貸越		経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	○
新事業応援当座貸越		新事業に取り組んでおり、経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年		0.29~1.52 (表12)	
事業者カードローン		小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	○
小口先カードローン (スモール300)		小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	100万円~300万円	運転 設備	1年又は2年		0.39~1.62 (表3)	
根保証	手形割引	手形や電子記録債権の割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年		0.39~1.62 (表3)	○
	手形貸付						0.45~1.90 (表1)	○
益・年末特別保証		益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月		0.41~1.86 (表4)	○
経営安定関連保証 (1号~4号、6号 責任共有対象外: 100%保証 5号、7号、8号 責任共有対象: 80%保証)		取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障をきたしている方 (市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75		
危機関連保証 (責任共有対象外 : 100%保証)		大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	0.80		
伴走支援型特別保証		経営行動に係る計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて経営の改善に取り組む方	1億円	運転 設備	10年 (5年)	0.45~1.90 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 (条件変更に伴い生じるものを除く)		
創業関連保証 (責任共有対象外 : 100%保証)	再挑戦 支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業された方	3,500万円	運転 設備	10年 (1年)	1.00		
	創業関連 保証	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方						
スタートアップ 創出促進保証制度 (責任共有対象外 : 100%保証)		会社を設立して事業を開始する方、または創業後5年以内の会社 (事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって新たに会社を設立したものを含む)	3,500万円	運転 設備	10年(1年*) *申込金融機関のプロパー融資がある または協調融資の 場合は3年	1.20		
経営革新関連保証		中小企業等経営強化法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	0.85		
中小企業特定社債保証 (部分保証: 80%保証)		中小企業者が自社の発行する社債 (私募債) で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 *発行価額は 5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体 所定利率	発行価額に対し 0.45~1.90 (表1)	○
流動資産担保融資保証 (部分保証: 80%保証)		自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 *貸付限度額は 2億5,000万円	運転 設備	1年		借入金額・極度額 に対し0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外: 100%保証)		法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年		2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証: 80%保証)		法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) *貸付限度額は 3億5,000万円 (6億円)	運転 設備	3年		借入金額に対し 1.76 (特別小口 0.86)	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)		産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外 1.00 特 別 小 口 0.80	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証 感染症対応型)		新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた方で、産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (5年)		責任共有対象 0.80 責任共有対象外 1.00 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 実質0.2 (条件変更に伴い生じる ものを除く)	
条件変更改善型借換保証		条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることに支障をきたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)		0.45~1.90 (表1)	○

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
経営承継準備関連保証	経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転	10年(1年)	金融機関 所定利率	0.35~1.75(表1)	
			設備	15年(1年)			
特定経営承継準備関連保証	経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受け事業を営んでいない個人の方	2億8,000万円	運転	10年(1年)		1.00	
			設備	15年(1年)			
経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた方で、経営者の退任・死亡等に起因する事業承継を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転	10年		0.35~1.75(表1)	
			設備	15年			
特定経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が、経営の承継に伴い当該中小企業者以外の方から株式を取得する等事業活動継続のための資金が必要なとき	2億8,000万円 (申込人である代表者が事業を行っており保証付き融資の利用がある場合は、それと合算)	運転	10年		0.35~1.75(表1) (特別小口 0.71) *申込人である代表者が事業を行っていない場合は1.00	
			設備	15年			
事業承継サポート保証	一定の要件を満たす持株会社が、事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金が必要なとき	2億8,000万円	運転 設備	15年 (2年)		1.00	
事業承継特別保証	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす法人	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	10年 (1年)		0.35~1.75(表1)	○
	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた法人				0.20~1.15(表13)		
経営承継借換関連保証	経営承継を予定しており、経営承継に係る計画を策定し経済産業大臣の認定を受けた会社であって、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす会社	2億8,000万円	運転	10年 (1年)	0.35~1.75(表1)		
	上記に加えて、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた会社				0.20~1.15(表13)		
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自ら廃業を選択し、廃業計画実施のための事業資金が必要な方	3,000万円	運転 設備	1年 *かつ終期は解散 予定日より前	0.45~1.90(表1)	○	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外 :100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(令和7年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	0.80		
中小企業承継事業 再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	0.45~1.90(表1) (特別小口 0.86)	○	
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	0.50~2.20(表2)		
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	0.45~1.90(表1)		
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転	10年(6か月)	0.45~1.90(表1)	○	
			設備	10年(1年)			
税理士・金融機関・信用保証協会による連携保証制度 (通称 スクラム(税理士連携))	小規模企業者の方(保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)で顧問税理士からの推薦が得られる方	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	0.35~2.05(表14)		
経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた方であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	5年(1年)	0.85		
			設備	7年(1年)			
財務要件型無保証人保証	特定社債保証制度と同様の財務要件を満たし、経営者保証に拠らない資金調達を行いたいとき	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	7年(1年)	0.45~1.90(表1)	○	
			設備	10年(1年) *運転・設備含む			
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	「事業者選択型経営者保証非提供制度」の保証料率負担を軽減したい方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)	0.45~1.90(表1) (上記の保証料率に 0.25~0.45上乘せ) 国が一部補助0.15% (条件変更に伴い生じるものを除く)		
プロパー融資借換特別保証	保証協会の保証を付さない借入(プロパー融資)の経営者保証を解除したい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~1.90(表1)	○	
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方(積立金を担保とします)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転	7年	商工貯蓄共 済融資特 規程による	0.45~1.90(表1) *制度要件上、必ず 担保割引を適用	○
			設備	10年(6か月)			

※ Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※ セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※ セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※ 特別小口保険を適用した場合は、責任共有制度対象外となります(NPO法人を除く)。

当協会の概要

信用補完制度の仕組み

コンプライアンス

個人情報保護

第6次中期事業計画(令和7年度~令和8年度)及び令和5年度経営計画にかかわる事業報告

第7次中期事業計画(令和6年度~令和8年度)及び令和6年度経営計画

統計資料

信用保証の概要

【大分県の制度資金】

(令和6年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	担保 割引
中小企業振興資金		経営の合理化・体質強化のために運転資金や設備資金が必要なときに	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年 (1年)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15 (表5)	○
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85 (表8)	○
	個人向け無担保 無保証人貸付						0.70	
中小企業 活性化資金	危機関連 融資	大規模な経済危機、災害等の事象等で著しい被害を受け事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年間 (2年)	別に定める		
	一般融資	・直近の決算期において、税引前損益又は 経常損益で損失を生じ、又は損失が確実 と見込まれる方 ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に 比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年に比し経常 利益が10%以上減少し又は減少するこ とが確実と見込まれる方 ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油 等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもか かわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円	運転 設備	10年 (1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75 (表7)	○
	経営環境変動 対応融資	原油・物価高騰により売上原価率等が増加 している方		運転		5年以内1.5 7年以内1.8 10年以内2.0	0.00	
おんせん県魅力アップ サポート資金		交流人口の増加への対応や観光振興を図る ため、施設整備等の顧客満足度を高める取 り組みを行う旅館・ホテル、飲食業、小売 業等観光関連の中小企業者の方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年) 15年 (2年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.15	○
創業支援資金 (責任共有 対象外 :100%保証)	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業開始する とき及び中小企業者が新たに会社を設立し 事業開始するとき、並びに事業開始後5年 を経過していない方	3,500万円	運転 設備	10年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.35	
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び 創業される方又は創業後5年未満の方						
	経営者保証 不要融資	開業予定、または開業後5年未満の会社 であって、経営者保証を提供せずに資金調 達を行いたい方					0.55	
事業承継資金	一般融資	経済産業大臣の認定や県の確認を受け事 業承継に取り組む方、又は事業引継ぎ支 援センター等の支援を受け策定した事業 承継計画に基づき事業承継を行う方、 又はM&Aにより事業承継を行う方	2億8,000万円	運転	10年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8 15年以内 2.2	0.25	
	特定経営承継 関連融資	経済産業大臣の認定を受けた事業承 継に取り組む中小企業の代表者		設備	15年 (1年)			
	経営者保証 解除特別融資 (一般枠)	事業承継時、既往借入金返済等の事業 資金に係る経営者保証を解除するため、 一定の要件を満たしていることにつ いて中小企業活性化協議会及び事業 承継・引継ぎ支援センターの確認を受 けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年)	0.15		
	経営者保証 解除特別融資 (特別枠)	事業承継時に係る計画について経済 産業大臣の認定を受けた方で、既往借 入金返済等の事業資金に係る経営者 保証を解除するため、一定の要件を 満たしていることについて中小企業 活性化協議会及び事業承継・引継ぎ 支援センターの確認を受けた方		運転				
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手 続開始申立等企業に対し売掛金等を有 する中小企業者)、破綻金融機関関連 中小企業者、再建中小企業者、再生 支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	10年 (1年) 再生・再建 10年(2年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.45~0.75 (表7) [特定中小企業者] 0.25	○
特定取引中小企業者		再生手続開始申立等小規模企業者 に対し取引条件の改善を行う方(商 工調停士の推薦書が必要)	500万円					
災害復旧資金	一般融資	火災、風水害その他災害により被災 し復旧を図ろうとする方	8,000万円	運転 設備	10年 (2年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.25	○
	知事指定 災害融資	知事が特に認める火災、風水害その 他災害により被災し復旧を図ろうと する方	別に定める					
事業継続力強化資金		経済産業大臣の認定を受けた事業 継続力強化計画に基づき事業継続 力強化に取り組む方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年) 15年 (1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8 15年以内 2.2	0.25	○

保証の種類		概要	保証限度額()は組合	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年)%	保証料率(年)%	担保割引		
チャレンジ 中小企業応援 資金	経営革新 特別融資	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	2億8,000万円	運転	10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0 15年以内 2.4	0.20	○		
				設備	15年(1年)					
	おおいた 未来創造融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・OITAゼロイチ(一次審査通過) ・大分地域牽引企業創出事業 ・アクセラレーションプログラム ・アトツギベンチャー創出支援事業 他	2億8,000万円	運転	10年(1年)		0.35			
				設備	15年(2年)					
地域産業 振興資金	新エネルギー 施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備、生産性の向上に資する設備を導入する方	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年)	5年以内1.5 7年以内1.8 10年以内2.0	0.15	○		
	健康経営 事業者融資	知事から健康経営事業所認定を受けた方または経済産業大臣から健康経営優良法人認定を受けた方で初回認定から5年以内の方	8,000万円 (1億円)			2.1			0.45~0.85 (表6)	
	優良産業 廃棄物 処理業者融資	知事等から優良産業廃棄物処理業者またはおおいた優良産業廃棄物処理業者評価制度の認定を受けた方								
	耐震化 促進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8,000万円			20年 (2年)			5年以内1.0 10年以内1.2 15年以内1.6 20年以内2.2	0.25
	低燃費車両等 導入融資	道路貨物運送業を営む方で低燃費車両を導入する方	8,000万円			10年 (1年)			7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.15
金融機関提案型資金	金融機関が提案する融資の要件に合致する方	指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会の所定料率		○		
経営改善借換資金	経営計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて実現に取り組む方	1億円	運転 設備	10年以内 (5年)	1.3	0.85 *経営者保証を免除する場合は0.2%上乗せ 国、県が一部補助 実質0% (条件変更に伴い生じるものを除く)				
事業リスタート支援資金	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円	運転 設備	15年以内 (5年)	10年以内 1.8 15年以内 2.2	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 *経営者保証を免除する場合は0.2%上乗せ 国、県が一部補助 実質0.15% (条件変更に伴い生じるものを除く)				
定時返済不要短期資金	毎月の資金繰り負担の軽減のために、短期資金(一括払い)を必要とする方 *1年更新(最長5年間)の継続利用が可能です	5,000万円	運転	1年以内 (最長5年の継続利用可)	1.8	0.15	○			
県制度のうちセーフティネットが適用された場合 (金融機関提案型を除く)			(1号~4号、6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)			0.70 (0.25)				

【市町村の制度資金】

(令和6年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	担保 割引	
大分市	開業資金	創業関連保証 (責任共有対象外：100%保証)	開業予定の方が開業に係わる資金を必要とするときや開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	3,000万円 *特定創業支援等事業を受けている場合は 3,500万円	運転 設備	1年超7年 (1年) *特定創業支援等事業を受けている場合の融資期間は1年超10年以内 *スタートアップ創出促進保証で申込金融機関のプラバー融資があるまたは協議融資の場合の据置期間は3年	1.3 *特定創業支援等事業を受けている場合は 1.25%	1.00 (市が全額補助)	
		スタートアップ 創出促進保証 (責任共有対象外：100%保証)	開業予定、または開業後1年未満の会社であって、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方			1.20 (市が全額補助)			
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	2,000万円	設備	1年超 10年 (1年)	1.9	0.5~2.2 (市が全額補助)	○	
	災害対応資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外：100%保証)	災害により影響を受け、復旧資金を必要とする小規模企業者の方			1年超 10年 (2年)	0.9			
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	3,000万円	運転 設備	1年超 10年 (1年)	2.1	0.45~1.90(表1) (上記の内、市が75%~85%補助)	○	
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善および工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円	設備	10年(1年)	1.9	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
	新分野チャレンジ資金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会・経済の変化に対応するために、新規事業に取り組む方	3,000万円	運転 設備	10年(2年)	1.3			
	経営 安定化 資金	セーフティ ネット 保証枠	災害や経済危機時によって影響を受けた方	4,000万円	運転	7年(1年)	5年以内 責任共有対象1.7 責任共有対象1.5 7年以内 責任共有対象1.8 責任共有対象1.6	責任共有対象0.75 (市が80%補助) 責任共有対象外0.8 (市が全額補助)	○
		緊急融資枠				3,000万円	10年(1年)		
	季節資金	夏期特別資金(6月3日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円		6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1) (協会季節資金利用の場合は 0.41~1.86(表4))	○	
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70(表9)	○	
	中小企業経営安定資金 (1号~4号、6号は責任共有対象外：100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)				
	中小企業開業資金	一般資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定、または開業5年未満の方	3,500万円	運転 設備	10年 (1年)	1.3 *特定創業支援等事業を受けている場合は1.25	1.00 (市が全額補助)	○
		経営者保証不要資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定、または開業5年未満の方であって経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方					1.20 (市が全額補助)	
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	1,000万円	設備	10年 (1年)	1.8	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転 設備	5年(6か月) 7年(6か月)		0.45~1.97(表10)	○	
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運転	6か月		0.41~1.86(表4)	○	
中津市	創業資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年 (1年)	2.0	1.00 (市が全額補助)		
日田市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70(表9) (設備資金のみ市が全額補助)	○	
	開業資金	一般資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	7年 (1年)				
		経営者保証不要資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方であって経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方			0.86 (市が全額補助)			
	若者・女性 起業支援資金	一般資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は40歳未満の方、55歳以上の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円	運転 設備	7年 (1年)	1.8 (市が全額補助)		
経営者保証不要資金 (責任共有対象外：100%保証)		市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は40歳未満の方、55歳以上の方及び市内に転入して1年未満の方であって経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方							

保証の種類	概要	保証限度額	資金用途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引	
日田市	公害防止資金	準工業地域 2,000万円	設備	8年 (1年)	1.8 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70 (表9) (市が3割以内補助)	○	
		その他地域 1,000万円		6年 (1年)				
	季節資金	益・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	0.41~1.86 (表4) (市が全額補助)	○
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)	5年 2.20 10年 2.45	0.45~1.90 (表1) (市が全額補助)	○	
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要ときに	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (表9) (セーフティネット保証 適用分は市が全額補助)	○	
	小規模企業者振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに				1,000万円 (中小企業振興資金と 併用の場合は合算)	0.45~1.97 (表10) (セーフティネット 保証適用分は市が 全額補助)	○
	創業支援振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運転 設備	10年 (1年)	2.0 (市補助 有り)	0.86 (市が全額補助)	○
	女性創業者 支援振興資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円					
臼杵市	中小企業振興資金 融資	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要ときに	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (表9) (申請により市が 3/4補助)	○	
	創業支援振興資金 融資 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が事業を行うために必要な資金	1,000万円	10年 (1年)				1.8
津久見市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要ときに	運転 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (表1) (申請により市が 1/2補助)	○	
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	1,000万円				7年 (1年)
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	7年 (1,000万円超 の場合は10年)	1.8	0.45~1.90 (表1) (市が1/2補助)		
		(新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	(1,500万円)					
季節資金	中小企業者が越益又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月	0.41~1.86 (表4) (市が1/2補助)	○		
杵築市	開業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業5年未満の方に	1,000万円	1,000万円	10年 (1年)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	1.00 (市が全額補助)	○
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要ときに	1,000万円				0.45~1.90 (表1) (市が全額補助)	
宇佐市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要ときに	500万円	運転	5年(6か月)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	0.45~1.90 (表1) (申請により市が 1/2補助)	○
		1,000万円	設備	7年(6か月)				
豊後大野市	創業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	10年 (1年)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	1.00 (市が全額補助)	○	
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金	設備	0.45~1.90 (表1) (市が全額補助)				
玖珠町	中小企業者振興資金	経営の維持発展のために必要ときに	1,000万円	10年 (1年)	1.8	0.45~1.90 (表1) (町が1/2補助)	○	
	小規模事業者振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	小規模事業者が実施する経営の維持発展のために必要ときに	500万円	7年 (1年)		0.50~2.20 (表2) (町が全額補助)	○	
	季節資金	資金需要期に短期運転資金が必要ときに	300万円	運転		6か月	0.45~1.90 (表1) (町が1/2補助)	○
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	町内に居住しており町内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	10年 (1年)		1.00 (町が全額補助)	○	

※セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

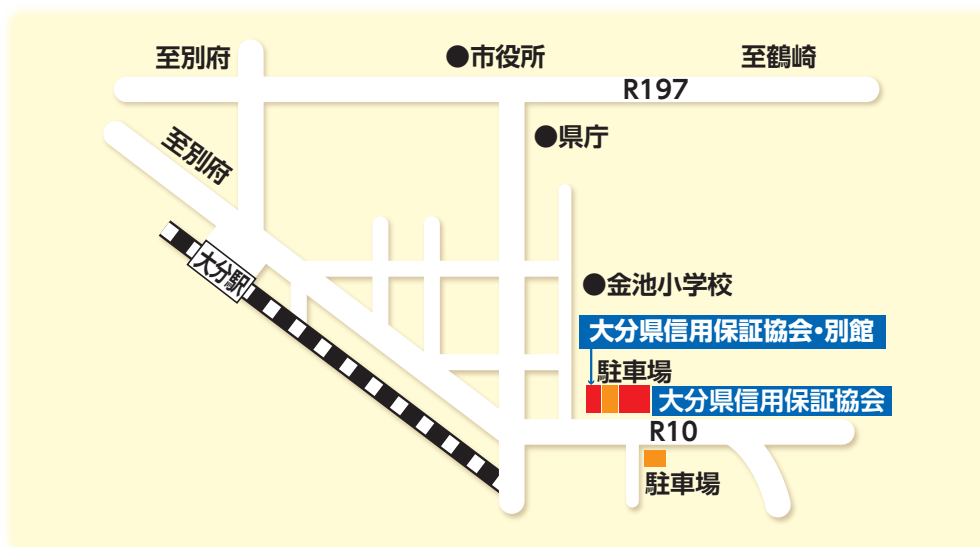
※セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

※大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合の割増された保証料については、大分市、別府市、中津市、宇佐市、豊後大野市、玖珠町を除き補助対象外となります。

お問い合わせ

部署名		TEL&FAX番号		業務内容
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	総務、庶務、経理、労務、人事
		FAX	097-538-0862	
	企画情報課	TEL	097-532-8348	企画、広報、広聴、情報処理、システム管理、研修、保証料受入
		FAX	097-538-0862	
保証部 (大分県信用保証協会別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査、金融相談、創業支援、専門家派遣、条件変更
		FAX	097-538-0871	
	保証二課	TEL	097-532-8247	上記以外の地区
		FAX	097-538-0865	
	創業・連携推進課	TEL	097-532-8295	創業支援、外部機関連携
		FAX	097-538-0871	
	事務管理課 DX推進室	TEL	097-532-8265	保証事務、書類の電子化
FAX		097-538-0871		
経営支援部 (大分県中小企業会館2階)	経営支援一課	TEL	097-532-8296	経営支援、再生支援、事業承継支援、条件変更、専門家派遣、期中管理
		FAX	097-538-0896	
	経営支援二課	TEL	097-532-8297	豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、商工中金、下記以外の県外行
		FAX	097-538-0896	
	管理課	TEL	097-532-8245	大分銀行、大分県信用組合、伊予銀行、愛媛銀行
		FAX	097-538-0896	
監査室 (大分県中小企業会館3階)	TEL	097-532-8348	管理事務、代位弁済、回収、保険金請求、訴訟	
	FAX	097-538-0862		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <https://oita-cgc.or.jp/>





大分県信用保証協会